

「昭和期の金融行政が戦後において果たした役割」等
についての調査

2026 年 6 月

株式会社エアクレーレン

目次

— 銀行分野 概要 —	1
— 銀行分野 年表 —	2
銀行 戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））	3
1. 歴史的背景及び金融政策との関係	3
2. 主な金融行政	3
(1) 金融機関の再建	3
(2) 金融制度の再編と金融行政体制の整備	3
(3) 検査・監督行政の整備	4
(4) 店舗政策の見直し	4
(5) 長期金融制度及び専門金融機関の再構築	5
3. 銀行行政が果たした役割	5
銀行 高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））	6
1. 歴史的背景及び金融政策との関係	6
2. 主な金融行政	6
(1) 金融機関制度の整備	6
(2) 金融正常化と経営指導	6
(3) 店舗行政及び参入規制	7
(4) オーバーローン問題への対応	7
(5) 金融制度調査会による制度改革の検討	8
(6) 昭和 40 年代における金融効率化論と制度見直し	8
3. 銀行行政が果たした役割	8
銀行 金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））	9
1. 歴史的背景及び金融政策との関係	9
2. 主な金融行政	9
(1) 安定化政策と金融秩序維持	9
(2) 金融制度見直しと新銀行法	9
(3) 金融自由化・弾力化行政	10
(4) 国際化への対応	10
3. 銀行行政が果たした役割	11
— 証券分野 概要 —	14
— 証券分野 年表 —	15
証券 戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））	16
1. 歴史的背景及び金融政策との関係	16
2. 主な金融行政	16
(1) 証券制度改革と証券取引法の制定	16
(2) 証券民主化政策と株式所有の分散化	16
(3) 証券取引所の再開と市場秩序の確立	17
(4) 公社債市場の整備と企業金融機能の回復	17

(5) 証券政策の展開、証券税制及び投資信託制度	17
3. 証券行政が果たした役割	18
証券 高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））	19
1. 歴史的背景及び金融政策との関係	19
2. 主な金融行政	19
(1) 証券市場の育成と証券政策の本格化	19
(2) 証券市場の拡大と証券行政の本格化	19
(3) 証券不況と山一証券問題	20
(4) 市場整備・国際化への対応	20
3. 証券行政が果たした役割	20
証券 金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））	21
1. 歴史的背景及び金融政策との関係	21
2. 主な金融行政	21
(1) 公社債市場の整備及び市場ビジョンの提示	21
(2) 証券行政及び市場監督	22
(3) 企業内容等の開示に関する制度の充実と投資家保護	22
(4) 金融自由化・国際化及び市場高度化への対応	22
3. 証券行政が果たした役割	23
— 保険分野 概要 —	25
— 保険分野 年表 —	26
保険 戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））	27
1. 歴史的背景及び金融政策との関係	27
2. 主な金融行政	27
(1) 戦争保険処理と戦時補償打切り	27
(2) 保険会社の再建と第二会社方式	27
(3) 保険制度改革と保険関係立法	28
(4) 経済民主化政策と保険行政	28
(5) 生命保険・損害保険事業の再建	28
3. 保険行政が果たした役割	28
保険 高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））	30
1. 歴史的背景及び金融政策との関係	30
2. 主な金融行政	30
(1) 戦後再建と業界安定化	30
(2) 高度経済成長と業界調整行政	30
(3) 新商品・大衆化・自由化・国際化への対応	31
3. 保険行政が果たした役割	31
保険 金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））	33
1. 歴史的背景及び金融政策との関係	33
2. 主な金融行政	33
(1) 保険審議会を中心とする制度運営	33

（２）消費者志向への転換と契約者保護	34
（３）商品・サービスの多様化と保険需要への対応.....	34
（４）金融自由化・国際化及び資産運用の高度化への対応.....	35
３．保険行政が果たした役割.....	35

昭和期の金融行政が戦後において果たした役割

— 銀行分野 概要 —

はじめに

戦後の銀行行政は、終戦直後の金融秩序の回復から高度経済成長を支える金融システムの形成、さらに金融自由化及び国際化への対応まで、時代ごとの課題に対応しながら日本経済の発展を金融面から支える重要な役割を果たした。その歩みは、戦後日本経済の発展過程と密接に結び付いており、経済復興、産業発展、金融システムの安定や行政運営を発展させてきた歴史でもあった。

戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））

戦後復興期の銀行行政は、金融機関の再建と金融秩序の回復を通じて、経済復興の基盤を整備する役割を果たした。終戦直後の日本では、戦時金融統制の後処理、戦時補償問題及び急激なインフレーションへの対応が重要な課題となった。このため、金融緊急措置、預金封鎖及び新円切替等の措置が講じられるとともに、金融機関再建整備法に基づく新旧勘定分離等を通じて金融機関の再建が進められた。

また、復興金融金庫による資金供給やドッジ・ライン後の金融安定化政策を通じて、復興金融中心の体制から民間金融機関中心の体制への移行が図られた。金融機関を先に再建し、その資力を基礎として企業及び経済全体の再建を進めるという考え方は、この時期の銀行行政を特徴付けるものであり、戦後経済復興の重要な基盤となった。

高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））

高度経済成長期の銀行行政は、産業発展を支える資金供給体制を整備し、日本型金融システムの基盤を形成する役割を果たした。企業の旺盛な設備投資需要を背景として、長期信用銀行制度、政策金融制度及び各種金融機関制度の整備が進められ、銀行を中心とする間接金融システムが確立された。

また、金融機関に対する検査・監督行政や各種規制を通じて金融秩序の維持が図られ、高度経済成長を支える安定的な金融環境が形成された。銀行は企業に対する主要な資金供給主体として機能し、預金を基礎とする資金循環構造は日本経済の成長を支える重要な仕組みとなった。銀行行政は、金融システムの安定性を確保しながら産業発展に必要な資金供給を支える役割を担った。

金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））

石油危機後の安定成長への移行と金融自由化・国際化の進展の中で、銀行行政は金融システムの安定を維持しながら、新たな金融環境への対応を担った。金融市場の拡大や国際化の進展を背景として銀行制度の見直しが進められ、金利自由化や金融取引の多様化への対応が重要な課題となった。

また、国際金融取引の拡大や資本取引の自由化が進む中で、従来の規制を前提とした金融行政から、市場機能を重視する方向への制度整備が進められた。さらに、銀行経営の健全性確保、金融機関間競争及び国際化への対応が求められ、その後の平成期における金融制度改革につながる基盤が形成された。

むすび

戦後の銀行行政は、金融機関再建による経済復興の支援から出発し、高度経済成長を支えた日本型金融システムの形成、さらに金融自由化及び国際化への対応へと発展した。各時代の課題に応じて制度及び行政運営を発展させながら、金融システムの安定と経済成長の両立を図ったことは、昭和期の銀行行政が果たした重要な役割であったといえる。その歩みは、日本経済の発展を支えた金融基盤の形成過程であり、平成期以降の金融制度改革を理解する上でも重要な意義を有している。

— 銀行分野 年表 —

戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））

昭和 20 年（1945 年）	終戦
昭和 21 年（1946 年）	預金封鎖・新円切替実施
昭和 21 年（1946 年）	金融機関再建整備法制定
昭和 22 年（1947 年）	復興金融金庫設立
昭和 24 年（1949 年）	ドッジ・ライン実施
昭和 24 年（1949 年）	日本銀行法全面改正
昭和 25 年（1950 年）	朝鮮特需開始
昭和 27 年（1952 年）	主権回復
昭和 27 年（1952 年）	長期信用銀行法制定

高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））

昭和 31 年（1956 年）	『経済白書』「もはや戦後ではない」
昭和 30 年代	銀行中心の間接金融システム形成
昭和 39 年（1964 年）	東京オリンピック開催
昭和 40 年代	企業金融の拡大と金融機関機能の高度化
昭和 46 年（1971 年）	ニクソン・ショック
昭和 48 年（1973 年）	第一次石油危機

金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））

昭和 55 年（1980 年）	外為法改正
昭和 56 年（1981 年）	新銀行法公布
昭和 57 年（1982 年）	新銀行法施行
昭和 60 年（1985 年）	プラザ合意
昭和 61 年（1986 年）	バブル景気開始
昭和 63 年（1988 年）	昭和期終了

銀行行政の特徴

- ・ 金融機関再建による経済復興支援
- ・ 銀行中心の金融システム形成
- ・ 金融自由化及び国際化への対応

銀行 戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））

1. 歴史的背景及び金融政策との関係

この時期は、戦後の金融が戦前からの諸条件を背負って出発した時期であった。昭和 20 年（1945 年）10 月以降、インフレーションの高進が深刻な問題となり、昭和 21 年（1946 年）には金融緊急措置¹が実施された。金融緊急措置は、旧円の預入れ、新円切替、預金封鎖等を通じて、インフレーションの進行を抑えつつ、生産再開の手がかりをつかむことを目的としていた。その後、政策の重点はインフレーションの抑制から生産の再開へ移り、傾斜生産方式²の下で石炭及び鉄鋼等の基幹産業への重点的な資金配分が進められた。このため、復興金融金庫（以下、復金）³を中心とする政策金融が展開された。

もっとも、復金融資は復興資金の供給を支える一方で、復興金融債の日本銀行引受け等を通じてインフレーション要因ともなった。このような下で、昭和 23 年（1948 年）末の経済安定九原則⁴及び昭和 24 年（1949 年）以降のドッジ・ライン⁵により、財政金融政策は復興促進から経済安定化へと大きく転換した。超均衡予算、復金融資の抑制、金融引締め等を通じて、インフレーション抑制と経済安定化が図られた。

また、朝鮮戦争特需によって景気が回復し、外貨流入や資金需給の変化を背景として、金融政策は安定化から正常化へ向かった。昭和 27 年（1952 年）の講和・主権回復に至るまでに、戦後の金融行政は、戦時体制の処理、金融機関の再建、金融制度の再編及び長期金融制度の整備を進め、戦後日本の金融システムの基礎を形成した。

2. 主な金融行政

（1）金融機関の再建

戦後復興期の銀行行政において最も重要な課題の一つは、金融機関の再建であった。戦時中の軍需融資、戦時補償、特殊預金、戦時金融統制⁶等により、金融機関の資産内容は大きく傷んでいた。さらに、終戦後のインフレーションにより、金融機関の預金吸収力や信用秩序も不安定化していた。

このため、戦時補償打切りと併せて、金融機関の資産・負債を整理し、財務基盤を再建する必要が生じた。昭和 21 年（1946 年）には、金融機関経理応急措置法及び金融機関再建整備法が制定され、新旧勘定分離⁷を通じて金融機関の資産・負債が整理された。金融機関再建整備法は、戦時補償打切りによって生じた損失を処理し、金融機関の再建を図るための中心的制度であった。

再建の過程では、評価基準の決定、中間処理、新旧勘定の合併、最終処理方法書の認可、政府補償、調整勘定の設定及び閉鎖等が進められた。これにより、金融機関は戦時経済の負の遺産を整理し、戦後の新たな金融活動を担う主体として再出発することとなった。

（2）金融制度の再編と金融行政体制の整備

戦後の金融制度改革においては、戦時体制を払拭し、金融制度を民主化・正常化することが重要な課題であり、特殊銀行の廃止、財閥解体、戦時の金融統制の撤廃等を通じて、戦前・戦中の金融機構の見直しが進められた。

一方で、金融制度改革をめぐるのは、米国型の金融制度を参考とする GHQ（連合軍最高司令官総司令部）側の構想と、日本側が維持しようとした長期金融・専門金融機関を重視する制度構想との間で調整が行われた。日本側では、金融制度調査会等において、普通銀行、長期金融機関、信託会社、中小企業金融機関等を含む金融制度全体の再編が検討された。

また、金融業法案や銀行法改正問題をめぐる議論も行われたが、GHQ による諸政策やドッジ・ライン後の経済安定優先政策の下で、全面的な金融業法の制定には至らなかった。その結果、戦後金融制度は、抜本的な一括改革というよりも、金融機関再建整備法の制定や、検査制度、経理規制、店舗政策、長期金融制度等を個別に整備する形で形成されていった。

この時期には、日本銀行政策委員会の設置も行われ、日本銀行制度及び金融政策運営の在り方についても見直しが進められた。これらの制度改革は、戦後日本の金融行政が、GHQ による改革を受けつつも、日本経済の実情に即した金融制度を再構築していく過程であった。

（３）検査・監督行政の整備

金融機関の再建と並行して、金融機関に対する検査・監督行政の整備も進められた。戦後の金融機関は、財務内容の悪化、経営基盤の弱体化、インフレーション下の資産評価問題等を抱えており、その健全性を確認し、預金者保護と信用秩序維持を図る必要があった。

昭和 23 年（1948 年）には大蔵省銀行局に検査部が設置され、金融機関に対する検査体制の整備が進められた。金融機関検査は、法令・定款等の遵守状況、経営の良否、財産の確否、融資の適否等を把握し、金融機関の公共性及び健全性を維持するための手段として位置付けられた。

また、金融機関の経理規制も重要な行政課題であった。金融機関の経理に関する法律案は成立しなかったものの、銀行局は配当政策、貸倒準備金制度、有価証券含み益の取扱い等について個別に行政指導を行った。これらの措置は、金融機関の自己資本充実、内部資金蓄積及び経営健全化を図るものであり、預金者保護と信用秩序維持を目的としていた。

このように、戦後復興期には、金融機関再建整備法の制定と並行して、検査、監督、経理規制を通じた金融行政の基盤が形成された。

（４）店舗政策の見直し

金融機関再建がほぼ終了し、また銀行の「過度経済力集中排除法」適用除外⁸が本決まりになると、店舗政策を見直す動きが出てきた。

店舗の設置等については、GHQ の承認を要したが、処理の基準について包括的に GHQ の承認を得た後は、個々の申請についての承認は不要となり、昭和 24 年（1949 年）9 月「銀行店舗の整備について」に基づいて処理されることとなった。

戦時中には一県一行主義の下で地方銀行の新設が抑制されていたが、戦後になると各地で新銀行設立の要望が高まった。金融機関の再建が一段落した後、地方銀行の設立免許が認められるようになり、地域銀行の新設が続いた。

また、外国銀行についても、GHQ の許可・監督の下で活動していたが、昭和 24 年（1949 年）以降、日本政府による銀行業免許及び外国為替業務の認可を受け、日本の法令に従って業務を行う方向へ移行した。これは、戦後金融制度が GHQ の特別な管理下から、国内法に基づく通常の金融行政へ移行していく過程を示すものであった。

（５）長期金融制度及び専門金融機関の再構築

戦後復興期には、長期設備資金の供給体制をどのように整備するかが大きな課題となった。GHQ 側には、普通銀行を中心とし、長期資金は証券市場を通じて供給する米国型の金融制度を志向する考え方があった。一方、日本側には、戦前以来の長期金融機関や債券発行銀行を活用し、復興及び産業発展に必要な長期資金を供給する制度を維持・再編しようとする考え方があった。

この過程で、特殊銀行の廃止と長期金融機構の再編成が進められた。横浜正金銀行の東京銀行への改編、日本興業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行等の再編、債券発行銀行制度の検討等を通じて、長期金融制度の再構築が図られた。

さらに、ドッジ・ライン後には、復金に依存した通貨増発型の資金供給から、民間貯蓄を基礎とする資本蓄積方式への転換が求められた。このため、債券発行銀行や長期信用銀行制度が重要な意味を持つこととなり、昭和 27 年（1952 年）の長期信用銀行法制定へとつながった。

また、中小企業金融、農業金融、信託制度等の専門金融機関についても再編が進められた。併せて、信用金庫、相互銀行、商工組合中央金庫、信託会社及び貸付信託制度等の整備が進められた。

3. 銀行行政が果たした役割

昭和 20 年（1945 年）から昭和 27 年（1952 年）の銀行行政は、戦争の終結に伴い戦時中の金融諸統制が改変を余儀なくされることとなった中で、金融機構が戦時体制から平時体制へ移行する過程を担った。金融緊急措置は、預金封鎖、新円切替等の措置を講じて、インフレーションの進行を抑えつつ、生産再開の手がかりをつかむとともに金融機関の破局を回避することを目的として実施された。

また、金融機関再建整備法は、戦時補償打切りや新旧勘定分離を通じて金融機関の再建を進めるとともに、金融機関を先に再建し、その資力を基礎として企業及び経済全体の再建を進めることを目的とした。これにより、金融機関は戦時経済の負の遺産を処理し、民間経済の再建及び資金供給を担う基礎を整えることとなった。

さらに、復金を中心とする政策金融は、傾斜生産方式の下で石炭及び鉄鋼等の基幹産業に重点的な資金供給を行うことにより戦後経済復興を支えたが、同時にインフレーション要因ともなった。このため、ドッジ・ライン以降、金融行政は通貨増発に依存する復興金融から、民間貯蓄及び金融機関を基礎とする安定的な資金供給体制へと転換していった。

加えて、検査・監督行政、経理規制、店舗政策及び長期金融制度の再構築は、戦後日本の金融機関体系を整備し、昭和 27 年（1952 年）の講和・主権回復後の自律的経済発展を支える金融基盤を形成した。

銀行 高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））

1. 歴史的背景及び金融政策との関係

この時期は、戦後復興期を経て日本経済が高度経済成長を遂げた時期に当たる。昭和 27 年（1952 年）にはサンフランシスコ平和条約の発効により日本が主権を回復し、GHQ による戦後改革の時代から、自立的な経済発展を目指す新たな段階へ移行した。金融面においても、戦後のインフレーション抑制や金融機関再建整備法を中心とする復興期の政策から、高度経済成長を支える金融制度の整備及び資金供給体制の確立へと政策課題が変化していった。

主権回復後の日本経済は、設備投資の拡大、重化学工業化及び輸出増加を背景として急速な成長を遂げた。一方で、企業部門の旺盛な資金需要に対し、資本市場はなお未成熟であり、多くの企業が銀行借入に依存していた。

また、この時期は、戦後金融制度の再建から、高度経済成長を支える金融体制の確立へと移行した時期でもあった。昭和 20 年代後半には、戦後金融制度の基本的枠組みが整備され、高度経済成長に対応する金融体制の構築が進められた。

一方、昭和 40 年代には、高度経済成長の成熟化とともに、オーバーローン問題⁹、金融機関の業務分野問題¹⁰、長期金融制度及び中小企業金融制度の在り方等が改めて問題となり、金融制度調査会等を中心として金融制度改革に向けた検討が進められた。

2. 主な金融行政

（1）金融機関制度の整備

戦後復興から経済成長への移行に伴い、金融機関制度の再構築が進められた。戦後直後には、戦時補償打ち切りや新旧勘定分離を経て、金融機関再建整備法等に基づき、金融機関の財務基盤の再建が図られた。これにより、戦時経済の負の遺産を処理し、金融機関が戦後の新たな発展を開始するための基礎が整えられた。

昭和 20 年代後半には、金融機関再建整備法と並行して、金融制度の改正・整備が集中的に実施された。特に、復興から成長へ向かう日本経済においては、電力、鉄鋼等の基幹産業を中心に長期設備資金の供給が重要な課題となった。このため、日本開発銀行をはじめとする政策金融制度の整備が進められるとともに、長期信用銀行制度及び貸付信託制度の創設に向けた制度整備が進められた。

昭和 27 年（1952 年）には長期信用銀行法及び貸付信託法が制定され、産業資金の長期的供給を担う長期信用銀行制度が創設された。また、信託業務と銀行業務の分離が進められるとともに、外国為替専門銀行制度や中小企業金融制度の整備も進展した。これらの制度改革は、戦後復興から高度経済成長へ向かう日本経済に対する長期資金供給体制の整備を進めるものであった。

（2）金融正常化と経営指導

昭和 30 年代に入ると、金融行政の重点は、戦後の金融機関再建から金融機関経営の正常化へと移行した。昭和 20 年代後半から 30 年代初頭にかけては、銀行法改正等を通じて金融正常化を法制度面から実現しようとする試みも行われたが、その多くは必ずしも制度化には至らな

かった。このため、金融行政は、法改正のみならず、行政指導を通じて金融機関経営の健全化を図る方向へ進んだ。

この時期の金融行政においては、伝統的な商業銀行主義の原則が重視された。すなわち、銀行は預金を基礎として短期・流動的な貸出を行うべきであり、恒常的かつ過度に日本銀行借入に依存することは望ましくないと考えられた。このような観点から、金融機関の流動性確保、収益性向上及び経営体質改善が重要な行政課題となった。

金融当局は、金融機関に対する経営比率指導¹¹を通じて、経営の健全化を促した。具体的には、預貸率、流動性比率、収益性等の各種指標を用いながら、金融機関の経営内容を把握し、必要に応じて行政指導を行った。これらの指導は、個別金融機関の経営改善にとどまらず、預金者保護及び信用秩序維持を目的とする金融システム全体の安定化措置としての性格を有していた。

（３）店舗行政及び参入規制

昭和 30 年代以降、金融機関間の競争が活発化する中で、金融当局は店舗行政及び参入規制を通じて金融秩序の維持を図った。金融機関の設立認可や店舗設置認可は、金融行政全体の基礎をなすものであり、信用秩序の維持に重要な意味を有していた。

銀行店舗の新設、移転及び廃止等については認可制が採られ、金融機関間の過当競争を防止するとともに、地域的な金融サービスの均衡ある発展が図られた。特に、戦時・戦後復興期には預金吸収を目的として簡易店舗が乱設された経緯もあり、戦後の店舗行政においては、金融機関の合理化及び店舗配置の適正化が重要な課題となった。

また、新規参入についても慎重な姿勢が採られた。金融当局は、金融機関数の急増や過度な競争が金融機関経営を不安定化させ、預金者保護及び信用秩序維持に悪影響を及ぼすことを警戒していた。このため、店舗行政及び参入規制は、金融機関保護という側面を有しつつ、金融システム全体の安定性を維持する行政手法として機能した。

こうした店舗行政及び参入規制は、後に「護送船団行政¹²」と呼ばれる日本型金融行政の特徴の一つとなった。すなわち、金融機関間の競争を一定程度抑制しながら、業界全体の安定と信用秩序の維持を優先する行政運営がなされた。

（４）オーバーローン問題への対応

高度経済成長の進展に伴い、企業部門の設備投資需要は急速に拡大した。しかしながら、企業の自己資本蓄積は十分ではなく、証券市場による直接金融も未発達であったことから、多くの企業は銀行借入に依存していた。この結果、銀行自身が預金を上回る貸出を行い、日本銀行借入によって資金不足を補う「オーバーローン」の状態が常態化した。

オーバーローン問題は、単に個別金融機関の資金繰りの問題ではなく、日本の金融構造全体に関わる問題であった。企業金融が銀行借入に大きく依存し、銀行が日本銀行信用に依存しながら貸出を拡大する構造は、高度経済成長を資金面から支える一方で、金融政策の有効性、金融機関経営の健全性及び金融構造の安定性に関する課題を生じさせた。

金融当局及び金融制度調査会では、このオーバーローン現象を、高度経済成長を支えた日本型金融システムの特徴であると同時に金融構造上の課題でもあると分析した。企業の自己資本

充実、証券市場の育成、金融機関経営の健全化及び長期金融制度の整備等が検討され、日本経済の発展段階に応じた金融構造への転換の必要性が指摘された。

（５）金融制度調査会による制度改革の検討

昭和 30 年代以降、金融制度調査会は金融制度全般に関する調査及び検討を担う重要な政策形成機関として機能した。金融制度調査会では、長期金融制度、中小企業金融制度、金融機関の業務分野、普通銀行制度等について幅広い検討が行われた。

特に昭和 40 年代には、高度経済成長の成熟化、金融機関間の競争の変化、証券市場の拡大及び国際化の進展等を背景として、従来の金融制度の在り方が改めて問われるようになった。金融制度調査会では、民間金融機関の在り方、長期金融制度、中小企業金融制度、貿易金融及び預金保険制度等について検討が行われ、金融制度改革の方向性が模索された。

また、銀行法改正問題、日本銀行政策委員会の在り方、専門金融機関制度及び長期信用銀行制度等についても議論が行われ、戦後金融制度の再編及び高度経済成長期に適合した金融制度の構築が模索された。

（６）昭和 40 年代における金融効率化論と制度見直し

昭和 40 年代に入ると、高度経済成長を支えてきた銀行中心の金融システムについて、その効率性や制度的限界が意識されるようになった。証券金融対策、中小企業金融対策及び国債発行への対応等が課題となる中で、資金配分の在り方や金融機関の役割分担について再検討が進められた。

この時期には金融効率化論¹³が登場し、従来の行政指導、業務分野規制及び店舗行政等を中心とする金融行政についても、経済環境の変化に応じた見直しが求められるようになった。また、金融機関の経営刷新、経理基準の統一、配当規制の緩和及び合併・転換等を通じて、金融機関の経営効率化も図られた。

3. 銀行行政が果たした役割

昭和 28 年（1953 年）から昭和 48 年（1973 年）頃の銀行行政は、産業発展を支える資金供給体制を整備し、日本型金融システムの特徴を形作る役割を果たした。長期信用銀行制度や貸付信託制度等の整備は、企業の設備投資及び産業発展に必要な長期資金を供給する基盤となった。

また、金融当局による経営比率指導、店舗行政及び参入規制は、金融機関の健全性確保と金融秩序の維持に寄与した。これにより、銀行を中心とする間接金融システムは、高度経済成長期における産業資金供給の中心的役割を果たすこととなった。

さらに、オーバーローン問題への対応や金融制度調査会による制度改革の検討は、日本の金融構造上の課題を明らかにした。昭和 30 年代に確立した銀行中心の金融行政は、昭和 40 年代には金融効率化論や金融制度改革に関する議論を内包するようになった。

このように、昭和 28 年（1953 年）から昭和 48 年（1973 年）頃の銀行行政は、高度経済成長を支える資金供給体制の整備を通じて、間接金融システムの発展を支えた。

銀行 金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））

1. 歴史的背景及び金融政策との関係

この時期は、日本経済が高度経済成長から安定成長へ移行し、石油危機後の新たな経済環境への対応が求められた時期に当たる。戦後日本経済は、重化学工業化、輸出拡大及び設備投資増大を背景として急速な成長を遂げていたが、昭和 48 年（1973 年）の第一次石油危機以降、急激な物価上昇、景気停滞及び国際経済環境の変化に直面することとなった。その後、総需要抑制政策及び金融引締め政策等を通じて一定の安定化が図られた。

一方、この時期には、後のバブル経済の形成及び平成期の金融危機へとつながる構造変化が進行した時期でもあった。金融自由化・国際化及び資本市場拡大が進展する中で、従来の護送船団行政及び統制的金融システムは徐々に転換を迫られることとなった。また、国債大量発行の進展、金利自由化、新金融商品の登場及び資産価格上昇等を背景として、金融システムの不安定化に繋がる要因も徐々に蓄積されていった。

金融政策面では、石油危機後のインフレーション抑制を目的とした金融引締め政策、国際収支問題への対応及び円高対応等が重要な課題となった。また、昭和 50 年代後半以降は、金融自由化・国際化への対応が本格的に進められることとなった。

このような状況の下、金融行政においては、金融秩序維持及び金融機関経営の安定化を図りつつ、金融自由化・国際化への対応及び金融システムの制度転換を段階的に進めていくことが重要な課題となった。

2. 主な金融行政

（1）安定化政策と金融秩序維持

昭和 49 年（1974 年）～54 年（1979 年）頃には、石油危機後のインフレーション及び資産投機への対応が重要な政策課題となった。金融行政においては、投機的融資抑制を目的とする質的融資規制及び選別融資が実施されるとともに、中小企業対策及び貯蓄増強策等が進められた。また、金融機関経営の安定化及び金融秩序維持の観点から、護送船団行政が継続された。この時期には、金融機関に対する世論の批判も強まり、金融行政においても、従来型金融システム及び金融機関経営の見直しが課題として認識されるようになった。

こうした問題意識の下、金融制度調査会において金融制度及び銀行制度の見直しが進められるとともに、昭和 52 年（1977 年）以降は、「新金融効率化行政」と称される金融行政運営の方向性が打ち出された。「新金融効率化行政」は、金融機関の経営効率化及び金融システムの機能向上を図ろうとするものであり、高度経済成長期後の新たな経済・金融環境への対応を意識したものであった。

また、銀行局長の私的研究会として「金融問題研究会」が設置され、金融機関及び金融行政の将来像について検討が行われた。

（2）金融制度見直しと新銀行法

昭和 50 年代には、金融自由化・国際化の進展を背景として、金融制度及び銀行制度の見直しが本格化した。

金融制度調査会においては、「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」等の答申が行われ、これを踏まえて新銀行法が制定された。また、相互銀行法、信用金庫法等についても改正が実施された。

新銀行法は、従来の戦後金融制度を見直し、金融自由化・国際化時代に対応した銀行制度整備を図るものであった。また、ディスクロージャー強化及び銀行の経営健全性確保等も重要な課題とされた。

さらに、この時期には、金融機関の国際業務拡大及び新金融商品対応等を背景として、銀行制度及び金融監督行政の在り方についても再検討が進められた。

（３）金融自由化・弾力化行政

昭和 50 年代後半以降、金融自由化及び弾力化が段階的に進められた。

昭和 54 年（1979 年）の CD 制度創設¹⁴は、金利自由化が銀行部門へ及び始めた重要な転換点とされる。その後、新金融商品及び新金融サービスの導入が進展した。また、昭和 56 年（1981 年）以降は、「金融自由化・弾力化措置¹⁵」が毎年度実施され、店舗行政等の量的規制についても徐々に緩和が進められた。もっとも、金融当局においては、急激な金融自由化による混乱回避が重視されており、金融自由化は「漸進的・段階的」に進められた。金融自由化へのソフトランディングを図る必要性が強く意識されていたためである。

このため、金融自由化の進展と行政指導による統制が併存する状態が長期間継続した。毎年度実施された金融自由化・弾力化措置に対する金融機関側の対応も「横並び」的性格を有しており、行政と金融機関との関係自体は従来型金融行政の延長線上にあったとも指摘される。また、この時期には、金融機関合併及び経営効率化も重要な行政課題であった。金融機関数は安定的に推移していたが、経営基盤強化及び地域金融維持の観点から、合併・転換政策が引き続き進められた。

さらに、店舗行政、経営比率指導及び金融検査等も継続された。経営比率指導としては、自己資本比率規制、流動性資産比率規制、預貸率規制等が行われた。また、金融検査においては、不良債権及び不適切融資問題への対応も重要な課題となった。

（４）国際化への対応

昭和 50 年代後半以降、金融の国際化も急速に進展した。

新外為法（外国為替及び外国貿易法）の施行により資本取引が原則自由化され、国際金融市場との結び付きが強まった。また、経常収支の黒字拡大及び日米経済の摩擦激化を背景として、昭和 59 年（1984 年）には日米円ドル委員会が設置され、その後の金融自由化・国際化を促進する契機となった。さらに、金融機関の国際業務拡大、外資系金融機関対応及び国際金融市場対応も重要な金融行政課題となった。

昭和 60 年代後半には、金融自由化・国際化の進展の下で、いわゆるバブル経済が発生することとなる。資産価格上昇及び金融機関による積極的な融資拡大が進展する一方、金融システム内部には不安定化に繋がる要因も蓄積されていった。

3. 金融行政が果たした役割

昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年）頃の金融行政は、石油危機後の経済環境の変化の中で、金融秩序維持及び金融システム安定化を図る役割を果たした。

特に、金融機関監督、経営比率指導、店舗行政及び金融検査等を通じて、金融機関経営の安定及び金融システム全体の安定維持が図られた。

また、国債市場整備、金利自由化及び金融自由化・国際化対応を通じて、従来型の統制的金融システムから市場型金融システムへの移行が段階的に進められた。

一方で、金融自由化は急激ではなく、行政指導及び規制を維持しつつ漸進的に進められたため、金融自由化と統制が併存する状態が長期間継続した。このような過渡的な金融システムの下で、後のバブル経済及び金融危機につながる構造的問題も徐々に蓄積されていった。

このように、昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年）頃の金融行政は、金融システムの安定を維持しつつ、金融自由化・国際化への対応を進めた時期として位置付けることができる。

※用語の括弧書きは『昭和財政史』で記述されている箇所を記載している。

¹ 金融緊急措置（金融緊急措置（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 12 巻 金融 第 2 章「金融緊急措置」69～164 頁））

終戦直後の急激なインフレーションの進行及び通貨流通量の急増に対応するため、昭和 21 年（1946 年）2 月 17 日に公布・施行された「金融緊急措置令」及び「日本銀行券預入令」等に基づき実施された一連の金融措置。

旧円の預入れ、新円への切替、預金封鎖及び預貯金の払戻制限等を一体的に実施し、通貨流通量の抑制と経済秩序・金融秩序の回復を図った。

『昭和財政史』では、第 2 章「金融緊急措置」（69～164 頁）において、その立案から実施及び政策効果までを記述している。

金融措置の実施については、「当然細部の疑義が百出したが、当局はケースごとに処理し、一応はこれを取り切って予定通り新旧円の交換と預金の封鎖を完了したのであった」（100～101 頁）としている。また、その政策目的について、「この政策は最初の立案過程からも知られるように、決してインフレーションを一気に収束させることのみを狙いとしたものではなく、むしろインフレーションの進行を抑えつつ、同時に強い手段で食糧政策、失業対策を進め、生産再開の手がかりをつかもうとする点にあった」（149 頁）としている。

一方、その効果については、「二一年三月以後約半年間は一時インフレの高進を抑えて時をかせぎ、金融機関の破局を食い止めるというかくされた目的は奏効したが、公約の悪性インフレーションの阻止の目的を達することはできなかった」（164 頁）としている。

² 傾斜生産方式（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 12 巻 金融 第 3 章「復興と安定」第 1 節「融資規制の発足」165～166 頁、第 1 節 3「傾斜金融の胎動」（1）「傾斜生産と石炭金融」183～189 頁）

戦後復興期において、石炭及び鉄鋼等の基幹産業へ資材・資金を重点的に投入することにより、生産回復を図ることを目的として採用された経済政策。

金融面では、復興金融金庫による重点融資等を通じて推進され、限られた資金・資材を基幹産業へ集中的に配分することにより、経済復興の促進を図った。

『昭和財政史』は、「政策の重点が、インフレーションの抑制よりも生産の再開に移行した」ことを指摘するとともに（165～166 頁）、「こうして傾斜生産方式は政府の中心的な課題となり、金融政策はその一環として傾斜金融の色彩をいよいよはっきりさせなくてはならなかった。」としている（183 頁）。

³ 復興金融金庫（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 12 巻 政府関係金融 第 1 章「復興金融金庫」623～744 頁）

戦後復興に必要な長期資金を重点産業へ供給することを目的として設立された政府系金融機関。石炭、鉄鋼等の基幹産業への重点融資を通じて傾斜生産方式を金融面から支え、戦後初期の産業復興及び経済再建に重要な役割を果たした。

『昭和財政史』では、復興金融金庫は、戦後の復興期について、「生産再開のための産業復興資金供給体制の確立が愁眉の急を上げていた」とし、復興金融金庫をそのための中核的な資金供給機関として位置付けている（623 頁）。一方で、復興金融債の発行拡大について、「23 年度末の発行残高は 1091 億円、うち日銀保有分 797 億円。この増加が、通貨増発の主因となったことは明らかである」とするとともに、「インフレーション安定の目標を一方にもちつつ、これだけの信用を特定産業向けに創造することが、この時期の政策の使命であり、かつ矛盾であった」と指摘している（191 頁）。

4 経済安定九原則（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 12 巻 第 4 章第 2 節「経済安定九原則」、第 5 章第 1 節「九原則発動時の情勢と対策」）

昭和 23 年（1948 年）末に GHQ が日本経済の自立及び安定を図るために示した経済運営の基本方針。均衡財政、徴税強化、信用拡張の抑制、物価統制の強化等を柱とし、日本政府はこれに基づき経済安定政策を推進した。

『昭和財政史』は、経済安定九原則を戦後経済政策の大きな転換点として位置付け、金融・財政・物価政策を一体として推進することにより、経済の安定化と自立経済への移行を目指したことを記している。また、同原則は後のドッジ・ライン実施の前提となる政策として位置付けられている。

5 ドッジ・ライン（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 12 巻 第 4 章第 2 節「ドッジ・ライン」及び第 5 章第 1 節「ドッジ・ラインの金融的意味」）

昭和 24 年（1949 年）、ジョゼフ・ドッジの勧告に基づいて実施された経済安定政策。超均衡予算の編成、復興金融金庫融資の停止、単一為替レートの設定等を柱とし、戦後日本の悪性インフレーションの収束と自立経済への移行を目的として実施された。

『昭和財政史』では、第 4 章第 2 節「ドッジ・ライン」及び第 5 章第 1 節「ドッジ・ラインの金融的意味」において、その背景、内容及び金融政策上の意義について記述している。

6 戦時金融統制（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 12 巻「金融（1）金融政策」第 1 章「戦後処置」第 1 節「戦時金融統制」3～13 頁）

日中戦争以降、「臨時資金調整法」、「銀行等資金運用令」、「日本銀行法」の改正及び戦時金融金庫の設立、「軍需融資指定金融機関制度」、「資金統合銀行」並びに「企業整備資金措置法」等により整備された戦時下の金融統制体制。資金調整と軍需産業への政策的資金配分を柱とし、金融機関の資金運用及び貸出活動に広範な統制が加えられた。

7 新旧勘定分離（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 13 巻「金融制度」第 1 章「金融機関の再建整備」222～223 頁、228 頁、300 頁）

金融機関再建整備の措置、金融機関の再建整備の一環として実施された措置。

金融機関再建整備法及び金融機関経理応急措置法に基づき、戦時中に形成された資産・負債及び封鎖預金等に係る取引を「旧勘定」とし、戦後の新たな預金及び営業取引を「新勘定」として区分することにより、旧勘定の整理と金融機関の業務継続を図った。

8 過度経済力集中排除法（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 2 巻「独占禁止」第 4 章「独占禁止法と集中排除法」第 2 節「過度経済力集中排除法」の制定」第 3 節「過度経済力集中排除政策の実施」456～572 頁）

昭和 22 年（1947 年）12 月 18 日公布・施行された法律。過度の経済力の集中を排除し、国民経済を合理的に再編成することによって、民主的で健全な国民経済再建の基礎を築くことを目的としたもの。なお、金融機関については、金融システムの安定等の観点から他業種と異なる取扱いがなされ、最終的に銀行は適用除外とされた（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 13 巻「金融制度」第 1 章第 4 節（四）「金融機関の再建整備と『集排法』適用問題」300～302 頁）。

9 オーバーローン問題（『昭和財政史—昭和 27～48 年度—』第 10 巻「金融（2）」第 2 章第 4 節「オーバーローンは是正問題の検討」256 頁）

高度経済成長期において、企業の借入依存度が高まり、借入金が自己資本を上回る状態が常態化したことにより生じた金融上の課題。企業金融の在り方及び金融機関の融資姿勢をめぐる重要な問題として認識され、金融行政上も是正策が検討された。

『昭和財政史』では、オーバーローン問題を、高度経済成長に伴う旺盛な資金需要を背景として生じた企業金融上の構造的課題として位置付け、企業の自己資本充実及び金融機関の融資姿勢の適正化を図るため、各種是正策が検討されたことを記している。

また、この問題は、金融機関の経営健全性のみならず、企業金融の在り方及び金融制度全体の効率性とも密接に関係する課題であり、その後の金融行政及び金融制度改革に継続的な影響を与えたことを指摘している。

¹⁰ 業務分野問題（『昭和財政史—昭和 27～48 年度—』第 10 巻「金融（2）」第 1 章第 2 節 6「金融制度の全体像と業務分野問題の原理的検討」69 頁）

公的及び民間金融機関における、それぞれの業務範囲及び役割分担をどのように整理し、金融制度全体の中で位置付けるかという制度上の課題。

¹¹ 経営諸比率指導（『昭和財政史—昭和 27～48 年度—』第 10 巻「金融（2）」第 2 章「昭和 30 年代の金融行政」168 頁）、経営諸比率指導（『昭和財政史—昭和 49～63 年度—』第 6 巻「金融」第 1 章「昭和 49 年～54 年の金融行政」第 3 節 4「経営諸比率指導」76 頁）他

金融機関の経営の健全性を確保するため、各種経営比率を活用して行われた行政手法。昭和 30 年代における金融正常化政策の一環として導入され、金融機関の経営内容を各種経営比率によって、把握し、行政指導を通じて経営の健全化を図った。

¹² 護送船団行政（『昭和財政史—昭和 49 年～63 年度—』第 6 巻「金融」第 2 章「昭和 55 年～59 年度の金融行政—銀行法の改正」第 4 節「金融行政の自由化・弾力化」1「金融監督行政の基本方向」）

戦後日本の金融行政において採られた監督手法。金融機関相互の過度な競争を抑制し、行政指導等を通じて金融システム全体の安定を維持することを目的とした。

『昭和財政史』では、従来の制度について、「限界企業」を存在させ、それらの存続を維持し得るよう諸条件を操作する「護送船団行政」であったと指摘している。また、金融自由化及び国際化の進展に伴い、その在り方の見直しが議論されたことを記している。

¹³ 金融効率化論（『昭和財政史—昭和 27～48 年度—』第 10 巻「金融（2）」第 3 章「昭和 40 年代の金融行政」第 2 節 6「金融効率化論の登場」347 頁）

昭和 40 年代に提起された、金融行政上の考え方。その必要性は「安定成長」「均衡成長」「開放体制」の 3 つの条件からなるとし、業務分野規制の再検討、金融機関間の競争行動の促進、競争環境の整備をその方針として挙げている。

¹⁴ CD 制度（譲渡性預金制度）の創設（『昭和財政史—昭和 49～63 年度—』第 6 巻「金融」第 1 章「昭和 49 年～54 年の金融行政」第 3 節 5「その他の行政事項」（3）「CD の創設」82 頁）

昭和 54 年（1979 年）に導入された譲渡性預金（Certificate of Deposit : CD）の制度。金融自由化及び金融市場の多様化に対応し、大口定期預金に譲渡性を付与することにより、新たな資金調達手段及び資金運用手段として導入された。

¹⁵ 金融自由化・弾力化措置（『昭和財政史—昭和 49～63 年度—』第 6 巻「金融」第 2 章「昭和 55 年～59 年度の金融行政—銀行法の改正」第 4 節「金融行政の自由化・弾力化」121 頁以降）

昭和 50 年代以降、金融市場の成熟及び国際化の進展に対応するため、金利規制、業務規制等を段階的に見直し、市場原理を重視した金融制度へ移行するために実施された一連の制度改革。

— 証券分野 概要 —

はじめに

戦後の証券行政は、終戦直後の証券市場再建から高度経済成長を支える資本市場の育成、さらに金融自由化・国際化への対応まで、時代ごとの課題に対応しながら、企業金融及び国民経済の発展を支える重要な役割を果たした。その歩みは、戦後日本における資本市場の発展過程と密接に結び付いており、市場の公正性及び投資家保護の確保と、市場機能の拡充との両立を目指した歴史でもあった。

戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））

戦後復興期の証券行政は、戦前の統制的な証券制度を改革し、公正で民主的な証券市場を再建する役割を果たした。終戦に伴う証券取引所の閉鎖や経済混乱の中で、証券取引法の制定、証券取引所の再開及び証券業制度の整備が進められた。また、財閥解体に伴う財閥株式の放出や証券処理調整協議会による株式処分を通じて株式所有の分散化が進められ、戦後証券市場の基盤が形成された。さらに、証券民主化運動や投資知識の普及活動を通じて広く国民の市場参加が促され、証券市場を一部の資産家中心の市場から広く国民に開かれた市場へ転換することが目指された。これらの取組は、その後の資本市場発展の出発点となるとともに、戦後の証券民主化政策の基盤を形成した。

高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））

高度経済成長期の証券行政は、企業金融を支える資本市場の育成と市場機能の拡充を担った。高度経済成長と設備投資拡大を背景として企業の資金需要が増大する中、証券取引法の改正、公社債市場の整備、投資信託制度の拡充及び証券行政の強化が進められた。また、市場の拡大に伴い発生した投機的取引や証券会社の経営問題に対応するため、信用取引規制や監督体制の整備が進められ、市場育成と投資家保護の両立が図られた。さらに、時価発行増資や転換社債等の活用が進展し、証券市場は企業の設備投資資金を支える重要な資金調達手段としての地位を高めていった。証券行政は、市場秩序の維持を図りながら企業金融の多様化と資本市場の発展を支える役割を果たした。

金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））

石油危機後の安定成長への移行と金融自由化・国際化の進展の中で、証券行政は市場機能の高度化と国際化への対応を担った。国債発行の増大に対応した公社債市場の整備、企業内容等の開示に関する制度の充実及び証券行政の高度化が進められ、市場の透明性及び信頼性の向上が図られた。また、時価発行増資、無担保社債、新株引受権付社債等の普及を通じて企業金融の多様化が進展するとともに、市場の国際化や新たな金融商品の導入への対応も進められた。これらの取組は、市場機能を重視する方向への制度整備を進めるとともに、その後の金融自由化及び平成期の資本市場改革につながる基盤を形成した。

むすび

戦後の証券行政は、戦後復興期における証券市場の再建と制度基盤の整備、高度経済成長期における資本市場の育成、そして金融自由化・国際化移行期における市場機能の高度化を通じて、日本の資本市場の発展を支えてきた。その歩みは、企業金融の多様化、市場の公正性及び透明性の向上並びに投資家保護の充実に大きく寄与したものであり、日本経済の発展と資本市場の形成に重要な役割を果たしたといえる。

— 証券分野 年表 —

戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））

昭和 20 年（1945 年）	終戦・証券取引所閉鎖
昭和 22 年（1947 年）	証券取引法制定
昭和 23 年（1948 年）	証券民主化政策開始
昭和 24 年（1949 年）	証券取引所再開
昭和 24 年（1949 年）	証券処理調整協議会（SCLC）発足
昭和 25 年（1950 年）	朝鮮特需開始
昭和 20 年代後半	株式分散及び個人投資家層形成

高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））

昭和 30 年代	証券市場拡大
昭和 36 年（1961 年）	株式ブーム
昭和 39 年（1964 年）	東京オリンピック開催
昭和 40 年代	投資信託普及
昭和 40 年代	企業金融における証券市場の役割拡大
昭和 48 年（1973 年）	第一次石油危機

金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））

昭和 50 年代	公社債市場整備
昭和 55 年（1980 年）	金融自由化進展
昭和 60 年（1985 年）	プラザ合意
昭和 60 年代	ディスクロージャー制度充実
昭和 60 年代	市場国際化への対応
昭和 63 年（1988 年）	昭和期終了

証券行政の特徴

- ・証券民主化と市場再建
- ・資本市場の育成及び企業金融支援
- ・金融自由化及び国際化への対応

証券 戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））

1. 歴史的背景及び金融政策との関係

終戦直後の日本経済は、戦災、インフレーション、物資不足、企業経営の混乱等に直面しており、経済秩序及び金融制度の再建が重要な政策課題となっていた。

証券分野においては、戦時下の統制的な証券市場から、戦後の民主的・市場的な証券制度への転換が求められた。GHQ の下では、財閥解体、証券民主化及び金融制度改革が進められ、証券市場についても、戦時統制色の一掃、銀行と証券の分離、アメリカ型証券制度の導入が図られた。

また、戦前の主な株式保有層であった財閥・資産家層は解体され、証券処理調整協議会¹による株式売出しや証券民主化運動を通じて、放出株式は主として個人投資家に売り出された。これにより、株式所有の分散化と証券市場の民主化・大衆化が政策課題として位置付けられた。

もともと、当時の日本では証券市場はなお未成熟であり、本来証券市場が担うべき長期資金供給機能については、復金等の政府金融機関や銀行を中心とする金融機関によって代替されていた。したがって、この時期の証券行政は、証券市場を直ちに企業金融の中心に据えるというよりも、将来の資本市場育成に向けた制度的基盤を整備する性格が強かった。

さらに、昭和 24 年（1949 年）以降のドッジ・ラインによる緊縮政策は、株式市場及び公社債市場にも大きな影響を与えた。他方、昭和 25 年（1950 年）の朝鮮戦争勃発による特需景気は、証券市場回復の重要な契機となった。このような状況の下、証券行政においては、戦後証券制度の再建、証券取引所の再開、証券民主化、市場秩序の確立及び資本市場育成に向けた基盤形成が重要な課題となった。

2. 主な金融行政

（1）証券制度改革と証券取引法の制定

戦後直後の証券行政においては、GHQ の下で、アメリカ型証券制度の導入及び戦後証券制度改革が進められた。終戦直後、証券取引所は閉鎖され、証券流通市場の機能は大きく制約された。しかし、株式や債券を現金化・換物化しようとする需要は根強く、証券市場の再開は経済復興の観点からも重要な課題であった。

証券取引所の再開には GHQ の許可が必要とされ、大蔵省及び証券業界は再開を要請しつつ、同時に証券制度改革を進めた。昭和 22 年（1947 年）には、アメリカ法制を参考として証券取引法が制定され、証券取引委員会の設置、証券業者の規制、取引所制度、投資家保護等に関する基本的枠組みが整備された。

この改革は、戦前・戦中の統制的な証券制度から、取引の公正、投資家保護、情報公開及び市場監督を重視する証券制度への転換を意味した。また、銀行と証券の分離も進められ、証券市場を独立した資本市場として育成する方向性が示された。

（2）証券民主化政策と株式所有の分散化

戦後証券行政の大きな特徴の一つは、証券民主化政策²であった。財閥解体及び閉鎖機関整理等に伴い、大量の株式が処分対象となり、これらを広く国民に分散保有させることが政策課題となった。

この過程で、証券処理調整協議会が設立され、財閥株式等の売出しや証券の分配・売買手続の調整が行われた。証券民主化運動は、証券業界を主体として展開され、GHQ の支援の下で、個人投資家層の育成及び株式所有の分散化を目指した。

もっとも、証券民主化政策は、株式所有の分散化に一定の効果をもたらした一方で、証券投資に伴うリスクを広く認識させる側面も有していた。戦後直後の証券市場は不安定であり、投資家保護や市場秩序の確立が十分でなければ、証券市場の大衆化は容易ではなかった。このため、証券民主化は、単なる株式売出し政策にとどまらず、投資家保護、市場監督及び証券教育を含む広い意味での証券市場の育成に向けた政策として位置付けられる。

（３）証券取引所の再開と市場秩序の確立

証券取引所閉鎖中も、有価証券を現金化する需要は大きく、証券業者の店頭における売買や集団取引が自然発生的に展開された。これらは証券市場の機能を一定程度補うものであったが、投機的取引や不正取引等の弊害も生じ、市場秩序の確立が行政上の課題となった。

昭和 24 年（1949 年）には証券取引所が再開され、戦後証券市場は制度的な市場として再出発した。取引所再開に当たっては、売買仕法の整備、市場監督、証券業者の規制等が進められ、証券市場の公正性及び透明性を確保するための制度運営が求められた。

しかし、取引所再開後の株式市場は、ドッジ・ラインによるデフレ政策の影響を受け、株価低迷に直面した。このため、増資調整、金融機関による株式買支え、信用取引制度の整備等の市場振興策が講じられた。また、昭和 25 年（1950 年）の朝鮮戦争勃発による特需景気を背景として、昭和 26 年（1951 年）以降、株式市場は回復に向かった。

このように、証券取引所の再開は、戦後証券市場の制度的再建を示す重要な出来事であったが、市場の安定化には行政による市場監督及び市場振興策が不可欠であった。

（４）公社債市場の整備と企業金融機能の回復

戦後復興期の公社債市場では、国債及び復興金融債券が中心的な存在であった。その消化は、金融機関への割当て及び日本銀行信用に依存する面が大きく、証券市場が自立的に長期資金を供給する段階には至っていなかった。

ドッジ・ライン以降は、国債及び復興金融債券の発行が抑制される一方で、社債及び金融債の発行促進が図られた。もっとも、当時の社債等の消化先は依然として金融機関が中心であり、証券市場の企業金融機能は限定的であった。

このため、起債市場の育成、起債統制、社債の消化促進、公社債流通の整備等が重要な政策課題となった。日本銀行による適格担保社債事前審査制度等も、公社債市場の整備及び社債流通促進に関わる制度として位置付けられる。

（５）証券政策の展開、証券税制及び投資信託制度

戦後復興期には、証券市場再建に加えて、証券政策の基本理念を形成し、投資家層を拡大するための施策も進められた。証券取引法の改正や証券業界の整備を通じて、証券業者の規律、投資家保護、市場監督体制の整備が図られた。

また、証券金融制度の拡充も重要な課題であった。証券民主化運動や市場振興策を支えるためには、証券取引に必要な資金供給の仕組みが必要であり、証券金融制度の整備は証券市場の機能回復を支える役割を果たした。

さらに、シャープ勧告と前後して、証券税制の見直しも行われた。証券投資をどのように税制上位置付けるかは、証券市場の大衆化及び投資家層拡大に関わる課題であった。

加えて、投資信託制度の再開も重要である。旧投資信託の整理を経て、新たな投資信託制度が整備され、投資信託が発足したことは、個人投資家が証券市場に参加するための制度的手段を提供するものであった。

3. 証券行政が果たした役割

昭和 20 年（1945 年）から昭和 27 年（1952 年）頃の証券行政は、戦時下の統制的な証券市場を処理し、戦後日本における証券制度及び証券市場を再建する役割を果たした。

特に、証券取引法の制定、証券取引委員会の設置、証券取引所の再開等を通じて、証券市場の法制度上の基盤が形成されたことは重要であった。これにより、取引の公正、投資家保護、市場監督を重視する戦後証券制度の基本的枠組みが整えられた。

また、証券民主化政策を通じて、財閥・大株主中心の株式保有構造を改め、株式所有の分散化及び個人投資家層の育成が図られた。これは、戦後の経済民主化の一環であるとともに、証券市場の大衆化を進める政策的意義を有していた。

さらに、取引所再開、市場振興策、公社債市場の整備、証券金融制度、証券税制及び投資信託制度の整備を通じて、証券市場の機能回復及び資本市場の育成の基盤が形成された。

もっとも、この時期の証券市場はなお未成熟であり、長期資金供給機能の多くは復金、政府関係金融機関及び銀行を中心とする金融機関に依存していた。

このように、昭和 20 年（1945 年）から昭和 27 年（1952 年）頃の証券行政は、証券取引法の制定、証券市場の再建、財閥株放出及び証券民主化を通じて、戦後日本における資本市場発展の制度的基盤を形成した。

証券 高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））

1. 歴史的背景及び金融政策との関係

昭和 20 年代後半には、朝鮮戦争特需及び拡張的財政政策等を背景として株式市場は回復したが、その後は国際収支制約及び金融引締め政策の影響を受け、株価低迷も経験した。

もともと、昭和 30 年代以降、高度経済成長及び企業設備投資拡大を背景として、企業金融需要は急速に増加し、証券市場の役割も徐々に拡大した。また、株式市場の大衆化、公社債市場の整備、投資信託市場の拡大等も進展した。

一方、株価変動、投機的取引、証券会社の経営問題等も顕在化し、証券市場の育成と市場秩序維持をいかに両立させるかが重要な政策課題となった。

さらに、昭和 40 年代には、企業金融における時価発行増資及び転換社債等の利用拡大、証券市場の国際化、資本自由化等も進展し、証券市場の制度整備及び市場インフラ整備が重要な課題となった。

このような状況の下、証券行政においては、証券市場の育成、企業金融の円滑化、公正取引確保及び投資家保護を図りつつ、証券市場の制度整備及び市場秩序の維持を進めることが重要な課題となった。

2. 主な金融行政

（1）証券市場の育成と証券政策の本格化

昭和 30 年代に入ると、高度経済成長及び証券市場の拡大を背景として、証券市場の育成及び証券政策の本格化が進められた。

昭和 28 年（1953 年）証券取引法改正により、取引所免許制への移行、証券業者登録要件の強化、信用取引制度改正、証券取引委員会廃止等が実施された。

また、証券業者行政も強化され、最低資本金引上げ、店舗行政、証券事故対策等が進められた。特に、いわゆる「ヘタ株事件」³は、登録制運用及び業者に対する行政強化の契機となった。

昭和 30 年代前半には、株式市場過熱への対応として、信用取引規制、買占め対策、自社株保有問題、推奨銘柄の大量販売問題等への対応が行われた。

また、公社債市場の正常化も重要な課題であり、流通市場及び発行市場の整備が進められた。この過程では、受託銀行による起債調整が重要な役割を果たしており、資金配分機能、実質的支払保証機能⁴等を有していた。

（2）証券市場の拡大と証券行政の本格化

昭和 30 年代後半には、証券市場の企業金融及び国民経済における地位を引き上げる方向で証券政策が進められた。

昭和 34 年（1961 年）頃には証券課の再編、証券取引審議会の再開等が行われ、証券行政の体制整備が本格化した。

また、公社債市場の正常化、公社債投資信託の創設、市場第二部の創設、投資信託市場の拡大等が進められ、証券市場の大衆化及び企業金融機能の強化が図られた。

さらに、証券会社の財務安定化、自己資本充実、営業姿勢規制、証券事故対策等を通じて、証券業者行政も強化された。

昭和 30 年代後半は、証券市場を企業金融及び国民経済において重要な地位へ引き上げようとする「金融正常化論」の下で、証券市場の育成に関する政策が積極的に展開された時期として位置付けることができる。

（３）証券不況と山一証券問題

昭和 36 年（1961 年）以降、株価下落及び証券不況への対応が重要な行政課題となった。

公社債投資信託の急拡大及び不振、証券会社の経営悪化、資金繰り悪化等が進展し、山一証券問題が発生した。

この過程では、日本銀行特融が実施されるとともに、証券会社の財務安定化、決算指導、経営指導、営業姿勢規制等が進められた。

また、昭和 40 年（1965 年）証券取引法改正により、証券会社の免許制導入及び証券市場の監督強化が実施された。これは、証券会社の財務安定性確保及び市場秩序維持を目的とするものであった。

さらに、ディスクロージャー強化、監査制度整備、証券事故対策等も進められ、投資家保護及び市場公正性確保が重視されるようになった。

（４）市場整備・国際化への対応

昭和 40 年代以降、証券市場の大衆化、国際化、市場インフラ整備が進展した。株式市場では、時価発行増資、転換社債、株式持合い等が進展し、企業金融における証券市場の役割も拡大した。

また、公募プレミアム還元、親引け規制、増資調整等を通じて、時価発行増資をめぐる投資家の不満及び不公正問題への対応も進められた。

さらに、大量売買制度改革、ディスクロージャー強化、不正取引防止、監査制度の整備等を通じて、市場インフラ整備及び市場公正性向上も進められた。

昭和 40 年代には資本自由化及び国際化も進展し、外国証券業者への対応及び国際資本市場との関係強化も重要な行政課題となった。

３．証券行政が果たした役割

昭和 28 年（1953 年）から昭和 48 年（1973 年）頃の証券行政は、高度経済成長期における証券市場の拡大及び企業金融機能の強化を支える役割を果たした。

特に、公社債市場の整備、投資信託市場の拡大、時価発行増資等を通じて、企業金融における証券市場の役割拡大が図られた。

また、証券業者行政、ディスクロージャー強化、監査制度の整備、証券事故対策等を通じて、投資家保護及び市場公正性確保も進められた。

さらに、公社債投資信託、市場第二部創設、証券市場の大衆化等を通じて、資本市場の拡大及び国民経済における証券市場の地位向上も図られた。

このように、昭和 28 年（1953 年）から昭和 48 年（1973 年）頃の証券行政は、企業の資金調達を支える資本市場の育成、投資家保護制度の整備及び市場機能の拡充を通じて、高度経済成長期における証券市場発展の制度的基盤を形成した。

証券 金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））

1. 歴史的背景及び金融政策との関係

昭和 49 年（1974 年）から昭和 63 年（1988 年）頃は、第一次石油危機を契機として日本経済が高度経済成長から安定成長へ移行するとともに、国債大量発行、金融自由化・国際化の進展により、証券市場を取り巻く環境が大きく変化した時期に当たる。

昭和 48 年（1973 年）の第一次石油危機以降、日本経済は戦後初めて実質経済成長率がマイナスを記録し、高度経済成長は終焉を迎えた。その後、金融緩和政策への転換や景気回復により経済は安定成長期へ移行したものの、政府部門の財政赤字は拡大し、国債発行額は昭和 50 年（1975 年）以降急増した。これに伴い、国債の円滑な発行・消化、流通市場の整備及び公社債市場の機能強化が重要な政策課題となった。

また、この時期には、株式持合いの進展により株式所有の法人化が進み、株式市場の流通機能及び企業の自己資本調達機能の低下が懸念された。このため、時価発行増資、無担保社債、新株引受権付社債等を活用した企業金融の多様化が進展し、証券市場には、従来以上に企業金融を支える役割が期待されるようになった。

さらに、昭和 50 年代後半以降は金融自由化・国際化が急速に進展した。日米円ドル委員会報告書や「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」等を契機として、日本の資本市場の開放及び国際化が進められた。昭和 60 年代後半には、円高、国際資本移動の拡大及びバブル経済の形成を背景として、証券市場の国際的地位向上、市場制度の高度化及び市場の公正性確保が重要な課題となった。

このような状況の下、証券行政においては、公社債市場の整備、企業内容等の開示に関する制度の充実、証券行政の高度化、金融自由化・国際化への対応、新たな金融商品及び市場制度への対応が主要な課題となった。

2. 主な金融行政

（1）公社債市場の整備及び市場ビジョンの提示

証券行政は、証券取引法を中核とする法制度に基づく市場行政と、証券会社等に対する監督行政によって構成されていたが、この時期には、証券市場全体の将来像を提示し、市場機能を高める役割が一層重視されるようになった。

特に、国債大量発行への対応は、この時期の証券行政における重要課題であった。高度経済成長期までの証券市場は株式市場を中心に発展してきたが、昭和 50 年代以降の国債発行急増により、公社債市場の整備が不可欠となった。国債を安定的に消化し、円滑に流通させるためには、発行条件の弾力化、流通市場の整備、投資家層の拡大及び市場情報の整備が求められた。

証券取引審議会は、公社債市場改革、企業内容等の開示に関する制度、株式市場の機能強化及び市場自由化等について継続的な検討を行い、その報告書は証券行政の方向性を示す重要な指針となった。特に昭和 52 年（1977 年）の「今後の望ましい公社債市場のあり方について」は、公社債市場改革の基本方針を示したものとして重要であった。

また、昭和 52 年（1977 年）からは特例国債の流動化が開始され、昭和 54 年（1979 年）以降は国債流通市場の整備が本格化した。これにより、証券市場は従来の株式市場中心の構造から、公社債市場を含む総合的な資本市場へと発展する契機を迎えた。

（２）証券行政及び市場監督

昭和 49 年（1974 年）から昭和 63 年（1988 年）頃においては、免許制の下で証券行政が本格的に定着した。証券行政は、証券会社の健全性を確保するとともに、投資家保護及び市場秩序維持を図るため、証券会社に対する監督を継続的に行った。

具体的には、最低資本金規制、店舗承認、財産管理、営業姿勢、外務員制度、証券事故対策等を通じて、証券会社の経営健全性及び市場の安定性確保が図られた。また、証券検査制度の充実や寄託証券補償基金の整備を通じて、投資家保護の強化も進められた。

昭和 50 年代後半には、株式市場や公社債市場の拡大に伴い、証券会社の業務も多様化した。他方で、地方・中小証券会社の経営問題も顕在化し、経営健全化や業界再編への対応も重要な行政課題となった。

昭和 60 年代に入ると、免許制の下で証券行政の体系は徐々に拡充され、市場監督が証券会社に対する監督より先に位置付けられるなどの変化が見られた。

（３）企業内容等の開示に関する制度の充実と投資家保護

証券市場の発展及び投資家保護の観点から、企業内容等の開示に関する制度、すなわちディスクロージャー制度の充実が進められた。

昭和 49 年（1974 年）から昭和 54 年（1979 年）には、連結財務諸表制度及び半期報告書制度の整備が進められ、企業内容等の開示に関する制度の基盤が形成された。これは、企業集団全体の財務状況や中間期の業績を投資家に明らかにするものであり、証券市場の透明性向上に寄与した。

昭和 55 年（1980 年）から昭和 59 年（1984 年）には、物価変動財務情報の開示、公認会計士監査制度の強化、届出制度の改善及び上場外国会社の開示制度の弾力化等が実施され、開示制度は一層高度化した。これにより、国内企業だけでなく外国会社を含む証券発行主体についても、より適切な情報開示を求める方向が強まった。

さらに昭和 60 年代には、第三者割当増資制度の見直し、監査法人の実態調査及び内部者取引規制の整備等が進められ、公正かつ透明な市場形成が図られた。リクルート事件⁵を契機として、市場の公正性及び投資家の信頼確保は、証券行政上、更に重要な課題となった。

（４）金融自由化・国際化及び市場高度化への対応

昭和 50 年代後半以降、金融自由化・国際化の進展に伴い、証券市場の制度改革が本格化した。日米円ドル委員会報告書等を契機として、日本の資本市場に対する国際的な開放要求が高まり、外国証券業者の活動拡大、外国発行者による資金調達及び海外市場との連携強化が進められた。

この過程で、証券会社の海外展開も拡大し、外国証券業者の国内市場への参加も進んだ。証券行政には、国内市場の秩序を維持しつつ、国際的な市場開放の要求に対応し、東京市場を国際的な資本市場として発展させることが求められた。

また、企業金融の多様化に伴い、時価発行増資、新株引受権付社債、無担保社債、コマーシャル・ペーパー及びユーロ円債等の新たな資金調達手段が発展した。これらは、企業の資金調達手段を多様化させるとともに、銀行借入中心の金融構造から市場を通じた資金調達への移行を促すものであった。

さらに、債券先物取引及び株価指数先物取引の導入、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の制定、東京証券取引所の機械化等を通じて、市場の高度化及び効率化が進められた。これらの制度改革は、従来の規制的な市場運営から市場原理を重視する方向への転換を促し、平成期に本格化する金融自由化及び証券市場改革の制度的基盤を形成した。

3. 証券行政が果たした役割

昭和 49 年（1974 年）～昭和 63 年（1988 年）頃の証券行政は、石油危機後の安定成長経済及び国債大量発行という新たな経済環境に対応しつつ、公社債市場及び株式市場の整備を進める役割を果たした。

特に、国債流通市場の整備及び公社債市場改革は、財政赤字拡大の下で国債を円滑に発行・流通させるための基盤を形成した。また、企業金融の多様化に対応して、時価発行増資、社債市場、新株引受権付社債、コマーシャル・ペーパー等の制度整備を進めたことは、企業の資金調達を支える資本市場の機能を高める上で重要であった。

さらに、企業内容等の開示に関する制度の充実及び投資家保護の強化を通じて、市場に対する信頼性向上が図られた。加えて、金融自由化・国際化への対応を通じて、日本の証券市場を国際的な資本市場へ発展させる基盤が整備された。

このように、昭和 49 年（1974 年）から昭和 63 年（1988 年）頃の証券行政は、公社債市場の整備、企業内容等の開示に関する制度の充実、金融自由化・国際化への対応を通じて、平成期に本格化する金融自由化及び証券市場改革の制度的基盤を形成した。

¹ 証券処理調整協議会（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 14 巻 保険・証券 証券 第 1 章第 3 節「財閥解体と証券処理調整協議会」305～311 頁、第 2 章第 3 節「証券処理調整協議会（SCLC）の株式売出し」374 頁以降）

「有価証券の処分の調整等に関する法律」に基づき昭和 22 年（1947 年）に設立された機関。財閥解体、持株会社整理及び閉鎖機関整理等に伴い市場へ放出される大量の有価証券について、処分計画、時期、順位及び価格の調整を行い、その円滑な売却を図ることを目的とした。

² 証券民主化政策（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 14 巻 保険・証券 証券 第 2 章「取引所閉鎖中の証券市場」第 2 節「証券民主化運動と証券金融」358 頁以降）

財閥解体等により放出された株式を広く国民へ分散保有させることにより、証券市場の健全な発展及び経済の民主化を図ることを目的として推進された政策。

『昭和財政史』では、証券民主化政策は、「財閥の解体経済の民主化とは畢竟、これまで特定の法人、一部の個人によって多額に所有せられていた株式を広く一般大衆に分散保有せしめることに外ならぬ」（同章第 2 節「証券民主化運動と証券金融」359 頁）とし、証券民主化運動は「証券投資、証券市場等に関する知識の普及、啓蒙活動に重点」が置かれたこと（同 360 頁）、また、「証券金融の拡充は、民主化運動をいわば金融面から支えるものとして、極めて重要な意味をもつ」（同 364 頁）と記している。

³ ヘタ株事件（『昭和財政史—昭和 27～48 年度—』第 10 巻「金融（2）証券」第 1 章「昭和 20 年代の証券市場と証券政策」第 2 節「昭和 28～30 年—証券市場と証券政策の再出発」（2）「ヘタ株事件—登録制の運用例」556～557 頁）

ヘタ株とは、増資に伴う未発行証券（権利株）であり、約定価格の 45% の証拠金を納めれば発行日前に取引所外で売買することができた。取引所外取引であったため監視が十分に及ばず、証拠金を徴収しない事例も多く、決済リスクの高い取引であった。

証券取引委員会は未発行証券売買の自粛を求め、大蔵省も通達により警告を行ったが、昭和 27 年（1952 年）、複数の証券会社が不渡りを発生させた。当局は関係証券会社に対し、登録取消処分、

自主廃業及び嚴重戒告処分等を行い、昭和 28 年（1953 年）には未発行証券の売買を全面禁止した。本件は、登録制の下で登録取消という手段を用いることにより、実質的に免許制に近い運用を行った事例である。なお、当時の登録取消の例としては、証券業者の資産内容ないし支払能力が劣悪であることを理由とするものが多かった。

⁴ 実質的支払保証機能（『昭和財政史—昭和 27～48 年度—』第 10 巻「金融（2）証券」第 2 章「昭和 31～40 年—証券市場の拡大と証券不況」第 2 節「昭和 31～34 年—流通市場の過熱対策から証券市場育成へ」5「受託、引受け、起債調整」（2）「受託銀行の実質的支払保証機能」576～578 頁）

公社債の受託銀行が、発行会社による元利金の支払が円滑に行われるよう実質的に支払保証の役割を果たした機能。

⁵ リクルート事件（『昭和財政史—昭和 49 年～63 年度—』第 6 巻「証券」第 2 部「証券市場」第 3 章「昭和 60～63 年」第 3 節「不公正取引防止策」1「株式公開制度の改善について」599 頁）

昭和 63 年（1988 年）に発覚したリクルートコスモス未公開株譲渡をめぐる一連の事件。株式公開時の株価急騰により未公開株保有者が大きな利益を得る一方、その利益獲得の機会が特定の者に限られていたことが問題とされ、証券取引審議会不公正取引特別部会において株式公開制度に関する種々の問題点を指摘した報告書が取りまとめられた。

その後、各証券取引所及び日本証券業協会の規則制定及び大蔵省令の改正が行われ、平成元年（1989 年）4 月から新株式公開制度が実施された。

— 保険分野 概要 —

はじめに

戦後の保険行政は、終戦直後の保険事業の再建から高度経済成長を背景とする保険市場の拡大、さらに金融自由化・国際化への対応まで、時代ごとの課題に対応しながら保険制度の安定的運営と契約者保護を図る重要な役割を果たした。その歩みは、国民生活の安定及び経済活動の発展と密接に結び付いており、保険事業の健全な発展と社会的要請への対応を両立させながら発展してきた歴史でもあった。

戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））

戦後復興期の保険行政は、戦争保険及び戦時補償の処理を進めるとともに、戦争によって大きな打撃を受けた保険事業の再建と新たな制度基盤の構築を担った。終戦後は、戦争保険制度の廃止に伴う保険金処理や戦時補償打ち切りへの対応が大きな課題となり、特殊預金制度や戦時補償打ち切り措置等を通じてその整理が進められた。

また、「金融機関応急措置法」及び「金融機関再建整備法」に基づき保険会社の再建が実施され、新旧勘定の分離、資産及び負債の再評価並びに第二会社方式による事業再建が進められた。さらに、経済民主化政策の下で財閥解体、公職追放及び相互会社化の推進等が行われ、保険業界の組織及び経営体制にも大きな変化がもたらされた。加えて、「保険募集の取締に関する法律」、「損害保険料率算出団体に関する法律」及び「外国保険事業者に関する法律」等の整備を通じて、戦後保険制度の基礎が形成された。

高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））

高度経済成長期の保険行政は、急速に拡大する保険市場を支えながら、業界秩序の維持及び契約者保護を図る役割を果たした。所得水準の向上、都市化、モータリゼーション及び企業活動の拡大を背景として、生命保険及び損害保険に対する需要は大きく増加した。生命保険分野では、保険料率、契約者配当及び業界秩序をめぐる調整が重要な課題となり、行政は業界調整役としての役割を強めた。また、企業年金等の新商品の導入、募集体制の改善及び責任準備金の充実が進められた。

損害保険分野では、代理店制度や業務規制の整備を通じて過当競争の抑制と経営健全化が図られたほか、自動車損害賠償責任保険制度の導入は交通事故被害者救済の重要な基盤となった。また、地震保険制度や原子力保険等への対応、新種保険の開発促進を通じて、多様化する社会的リスクへの対応も進められた。保険行政は、高度経済成長に伴う保険需要の拡大に対応しながら、国民生活及び企業活動を支える役割を担った。

金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））

石油危機後の安定成長への移行と金融自由化・国際化の進展の中で、保険行政は契約者保護の充実と保険事業の高度化を担った。保険市場の成熟化に伴い、高齢化社会への対応、医療保障需要の拡大、個人年金や資産形成ニーズの高まりなど、国民の保障ニーズは多様化した。このため、生命保険及び損害保険の両分野において商品・サービスの多様化が進められた。

また、保険審議会は保険行政の方向性を示す重要な役割を果たし、契約者保護、商品開発、自由化及び国際化への対応等について継続的な検討を行った。さらに、募集制度の改善、情報提供の充実、苦情処理体制の整備等を通じて、消費者志向を重視した行政運営が進められた。加えて、保険会社の資産運用の効率化・弾力化、外国保険会社への対応及び市場の国際化への対応も進められ、その後の保険制度改革につながる基盤が形成された。

むすび

戦後の保険行政は、戦後復興期における保険事業の再建と制度基盤の整備、高度経済成長期における保険市場の拡大と社会的機能の充実、そして金融自由化・国際化移行期における契約者保護及び制度高度化を通じて、保険制度の発展を支えてきた。その歩みは、国民生活の安定、企業活動の発展及び金融システムの充実に大きく寄与したものであり、保険行政は社会経済の変化に対応しながら、保険事業の健全な発展と契約者保護の両立を図る重要な役割を果たしたといえる。

— 保険分野 年表 —

戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））

昭和 20 年（1945 年）	終戦
昭和 21 年（1946 年）	戦時補償打切措置
昭和 21～22 年	
（1946 年～1947 年）	第二会社方式による再建
昭和 23 年（1948 年）	損害保険料率算出団体制度整備
昭和 24 年（1949 年）	保険関係法令整備
昭和 20 年代後半	相互会社化及び保険事業再建

高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））

昭和 30 年代	保険市場拡大
昭和 30 年代後半	自動車損害賠償責任保険制度整備
昭和 41 年（1966 年）	地震保険制度創設
昭和 40 年代	新種保険の拡充
昭和 40 年代	生命保険及び損害保険事業の発展
昭和 48 年（1973 年）	第一次石油危機

金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））

昭和 50 年（1975 年）	保険審議会答申
昭和 54 年（1979 年）	保険事業のあり方答申
昭和 56 年（1981 年）	今後の損害保険事業のあり方答申
昭和 60 年（1985 年）	新しい時代に対応するための生命保険事業のあり方答申
昭和 62 年（1987 年）	新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方答申
昭和 63 年（1988 年）	昭和期終了

保険行政の特徴

- ・ 保険事業の再建と制度基盤整備
- ・ 保険の普及及び大衆化
- ・ 契約者保護の充実と金融自由化・国際化への対応

保険 戦後復興期（昭和 20 年（1945 年）～27 年（1952 年））

1. 歴史的背景及び金融政策との関係

昭和 20 年（1945 年）から昭和 27 年（1952 年）頃は、第二次世界大戦の終結から講和条約発効までの時期に当たり、日本経済が戦後復興と経済再建に取り組んだ時期であった。金融面では、戦時経済から平時経済への転換、激しいインフレーションへの対応、金融機関の再建及び新たな金融制度の構築が重要な課題となった。

保険事業もまた戦争の影響を大きく受けた。戦時中には戦争災害による損害について国家補償制度を伴う戦争保険制度¹が整備されていたが、終戦後には戦争保険金及び戦時補償の処理が大きな問題となった。戦時補償打ち切り措置の実施により政府補償の多くは打ち切られ、その処理は保険会社の経営及び保険契約者に大きな影響を与えた。

また、戦後の急激なインフレーションは保険契約の実質価値を低下させ、生命保険会社及び損害保険会社の経営に深刻な影響を及ぼした。生命保険では契約の実質的価値の低下や保険料収入の減少が問題となり、損害保険では市場縮小や事業費増加等が経営上の課題となった。

さらに、この時期は GHQ の下で経済民主化が進められた時期でもあった。財閥解体、公職追放、独占禁止政策及び金融制度改革等は保険業界にも及び、保険会社の組織や経営体制に大きな変化をもたらした。保険行政には、保険会社の再建を進めるとともに、戦後の新たな保険制度及び監督体制の構築を図ることが求められた。

2. 主な金融行政

（1）戦争保険処理と戦時補償打ち切り

終戦後の保険行政において最も重要な課題は、戦時中に創設された戦争保険制度及び戦時補償制度の処理であった。戦争保険は、戦争災害による損害が民間保険会社の支払能力を超えることから、政府補償を前提として運営されていた。しかし終戦により戦争保険制度そのものが廃止され、その処理が大きな行政課題となった。

戦争保険金については、終戦直後には特殊預金²制度による封鎖支払が行われた。これは戦争損害に起因する政府に対する請求権を日本銀行の封鎖勘定に預け入れるものであり、GHQ の許可なしには資金化できなかった。その後、戦時補償打ち切り措置の実施に伴い、戦争保険金の大部分については戦時補償特別税の 100%課税という形式で政府補償が打ち切られた。

この措置は保険契約者や企業に大きな影響を与えたが、戦後経済の再建とインフレーション抑制を優先する GHQ の下で実施されたものであり、保険行政はその処理に重要な役割を果たした。

（2）保険会社の再建と第二会社方式

戦時補償打ち切り及び戦後のインフレーションの影響により、多くの保険会社は経営基盤の再建を必要としていた。このため政府は「金融機関応急措置法」及び「金融機関再建整備法」に基づき、保険会社を含む金融機関全体の再建を実施した。

再建においては、新勘定と旧勘定の分離、資産及び負債の再評価、旧勘定の整理等が進められた。生命保険会社については、旧契約処理と新契約獲得を分離するため第二会社方式³が採用され、新たに設立された会社を中心として事業継続が図られた。

また、政府補償や調整勘定制度を活用しながら保険会社の経営基盤強化が進められ、昭和 20 年代後半には再建はおおむね完了した。この再建は、戦後保険事業復興の出発点として重要な意味を有していた。

（３）保険制度改革と保険関係立法

この時期には保険制度全体の抜本的見直しが検討された。金融当局の金融制度調査会及び保険業法改正委員会等において、保険業法の全面改正、組合保険制度、保険行政及び外国保険会社問題等について幅広い議論が行われた。

もっとも、保険業法の全面改正は幾度も検討されたものの、GHQ の諸政策や金融制度改革との調整等により実現には至らなかった。その結果、「保険募集の取締に関する法律」、「損害保険料率算出団体に関する法律」及び「外国保険事業者に関する法律」が個別立法として成立し、戦後保険制度の基盤が形成された。

特に損害保険料率算定会⁴の設立は、独占禁止政策との調整を図りながら損害保険料率の適正な算定を行う制度として重要な役割を果たした。

（４）経済民主化政策と保険行政

この時期の経済民主化政策は保険業界にも大きな影響を及ぼした。財閥解体により保険会社の資本関係及び人的関係は大きく変化し、公職追放によって経営陣の交代も進められた。

生命保険会社については、相互会社化を進める動きもみられた。生命保険事業は長期契約を基礎とするため、契約者利益を重視する相互会社形態との親和性が高いと考えられたことによる。

また、制限会社令等による規制や財閥系企業との関係整理が進められ、保険業界においても戦前の財閥色は大きく後退した。保険行政は、GHQ の諸政策との調整を図りながら業界の安定と再建を進める役割を担った。

（５）生命保険・損害保険事業の再建

生命保険事業は、契約価値の低下、保険料収入の減少及び資産運用収益の悪化に直面した。このため保険料率の改定、契約者配当制度の見直し及び資産運用の改善が進められた。また、徴兵保険の転換、小口契約の処理、新商品の開発等も課題となった。

一方、損害保険事業は戦争保険処理に伴う事務負担に加え、市場縮小及びインフレーションによる事業費の増加に直面した。このため再保険機構の再編、保険料率の改定及び代理店制度の適正化が進められた。また、損害保険料率算定会の設立により、料率算定に関する体制整備も図られた。

３．保険行政が果たした役割

昭和 20 年（1945 年）から昭和 27 年（1952 年）頃の保険行政は、戦争によって大きな打撃を受けた保険事業を再建し、戦後日本における新たな保険制度の基礎を構築する役割を果たした。

特に、戦争保険及び戦時補償の処理、保険会社の再建並びに業界再編への対応を通じて、保険事業の継続と契約者保護の両立を図ったことは重要であった。また、保険業法改正の検討及び各種関連法令の整備を通じて、戦後保険制度の法的基盤が形成された。

さらに、GHQ の下で財閥解体や公職追放等に対応しながら、生命保険会社及び損害保険会社の経営基盤を再構築し、保険市場の安定化を実現したことも大きな成果であった。

また、この時期の保険行政は、単なる戦後処理にとどまらず、募集制度、料率制度、外国保険会社制度及び監督体制の再整備を通じて、戦後保険市場の基本的枠組み及びその後の発展を支える制度的基盤を形成した。

保険 高度経済成長期（昭和 28 年（1953 年）～48 年（1973 年））

1. 歴史的背景及び金融政策との関係

昭和 28 年（1953 年）から 48 年（1973 年）は、戦後復興から高度経済成長へ移行し、日本経済及び家計部門が大きく拡大した時期に当たる。高度経済成長の進展に伴い、国民所得、企業活動及び家計金融資産は大きく増加し、保険市場も急速な成長を遂げた。都市化、モータリゼーション、生活水準向上、企業活動の拡大等を背景として、生命保険及び損害保険に対する需要も拡大した。

他方、戦後直後の保険業界は、戦時統制、インフレーション、戦災、経営基盤脆弱化等の問題を抱えており、戦後復興期には業界再建及び経営安定化が重要な課題となった。また、高度経済成長の進展に伴い、簡易保険、農協共済その他共済事業との競争、損害保険における為替の自由化・国際化対応、自動車保険等の新分野拡大など、保険行政を取り巻く環境も大きく変化した。

金融政策面では、高度経済成長に伴う資金需要増加の中で、生命保険会社による長期資金供給機能も重要性を増した。また、損害保険についても、産業活動拡大及びリスク多様化に対応する社会的役割が拡大した。

このような状況の下、保険行政においては、保険市場拡大に対応しつつ、業界秩序維持、契約者保護及び保険会社の経営健全化を図ることが重要な課題となった。

2. 主な金融行政

（1）戦後再建と業界安定化

戦後直後の保険業界は、戦災による被保険物件減少、インフレーション、戦時契約処理問題等の影響を強く受けていた。

生命保険分野では、終戦後に新設された第二会社の経営不安定化、不正募集問題、インフレーションによる混乱等が発生していた。このため、指定時前契約満期繰上げ、保険料率引下げ、費用削減、税制上の措置等が進められた。また、国民死亡率低下、保有株式価格上昇等も生命保険会社の経営改善に寄与した。他方、簡易保険及び農協共済との競争も徐々に顕在化し、業
際問題として行政上の課題となった。

損害保険分野においても、戦災、火災の増加等により収支が悪化していたことから、保険料率引上げ及び各種経営健全化措置が実施された。他方、高料率・高収益に対する社会的批判もみられた。

また、独占禁止法制定等への対応を含め、保険業法及び関係法令整備、募集取締り、経営健全化指導等も進められ、保険業界の再建及び市場正常化が図られた。さらに、戦後における協同組合の普及、資金地元還元要求の高まり等を背景として、組合保険問題、火災保険公営問題等も重要な行政課題となった。

（2）高度経済成長と業界調整行政

昭和 30 年代以降、高度経済成長を背景として保険市場は急速に拡大した。

生命保険分野では、生命保険市場全体が着実に成長した一方で、会社間の業績格差が拡大し、保険料率、契約者配当、営業政策等をめぐり、大手生命保険会社と中小生命保険会社との対立

が強まった。このため、生命保険行政においては、金融当局が業界調整役として機能し、協調路線維持及び業界秩序安定化が図られた。契約者配当問題、保険料率問題、簡易保険、共済との業際問題等も重要な行政課題となった。また、昭和 35 年（1960 年）には銀行局保険課が二課体制となる等の整備も進められた。さらに、企業年金等の新商品導入、募集体制改善、保険業法改正等も進められた。

損害保険分野においても、高度経済成長及び競争激化を背景として、業務規制及び代理店制度をめぐる問題が顕在化した。保険料割引、割戻し、過当手数料等をめぐる問題に対しては、特別検査、業務規制強化等を通じて対応が図られた。特に、昭和 31 年（1956 年）及び 32 年（1957 年）のいわゆる「テーブル・ファイア事件³」を契機として、金融当局による特別検査が実施され、業務規制の徹底及び業界秩序の正常化が進められた。また、モータリゼーションの進展及び交通事故の増加を背景として、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険制度が導入された。同制度は、交通事故被害者の救済を目的とするものであり、損害保険行政においても重要な制度転換として位置付けられた。

（３）新商品・大衆化・自由化・国際化への対応

昭和 40 年代以降、保険市場はさらに拡大するとともに、保険商品の多様化、大衆化及び国際化が進展した。

生命保険分野では、企業年金等の新商品導入、募集制度の合理化、継続率の改善、責任準備金の充実、相互会社形態の問題等が重要な課題となった。また、共済保険事業拡大及び簡易保険との競争激化も進み、民間生命保険会社シェアの低下も見られるようになった。

損害保険分野では、自動車保険の大衆化、新種保険開発、地震保険創設、原子力保険等への対応が進められた。特に、地震保険制度は、大規模地震リスクに対して民間保険のみでは十分な対応が困難であるとの認識を背景として整備が進められた。

また、昭和 40 年代には資本自由化及び為替自由化が進展し、外国保険会社に関する問題及び国際競争への対応も重要な行政課題となった。損害保険分野では、為替自由化に伴い、海外直接付保問題、外国保険事業者に関する法律改正等への対応も進められた。他方、自由化は保険業界における内外競争激化をも意味しており、業界体質の改善及び経営効率化が行政上の重要課題と認識された。

３．保険行政が果たした役割

昭和 28 年（1953 年）から 48 年（1973 年）頃の保険行政は、戦後保険業界の再建及び高度経済成長期における保険市場拡大を支える役割を果たした。

特に、生命保険及び損害保険業界における競争秩序の維持及び経営安定化を図るため、金融当局は業界内の利害調整や各種制度運営を通じた調整機能を果たした。また、保険料率調整、契約者配当調整、責任準備金充実、業務規制、検査等を通じて、契約者保護及び保険会社経営の健全性確保も進められた。さらに、自動車保険、地震保険、新種保険等への対応を通じて、モータリゼーション、都市化、リスクの多様化等といった社会経済構造の変化への対応も図られた。

一方で、この時期の保険行政は、業界秩序の維持及び経営安定化を重視する行政運営を基本とした。

このように、昭和 28 年（1953 年）から昭和 48 年（1973 年）頃の保険行政は、業界秩序の維持、契約者保護及び保険市場拡大への対応を通じて、高度経済成長期における生命保険及び損害保険事業の発展を支える制度的基盤を形成した。

保険 金融自由化・国際化移行期（昭和 49 年（1974 年）～63 年（1988 年））

1. 歴史的背景及び金融政策との関係

昭和 49 年（1974 年）から昭和 63 年（1988 年）頃は、日本経済が高度経済成長から安定成長へ移行するとともに、経済社会構造そのものが大きく変化した時期に当たる。

昭和 48 年（1973 年）の第一次石油危機以降、日本経済は急激な物価上昇及び景気停滞を経験した。政府及び日本銀行は総需要抑制策に取り組み、昭和 49 年（1974 年）には実質経済成長率が戦後初めてマイナスとなるなど、経済は高度経済成長期から低成長・安定成長期へ移行した。その後、景気は徐々に回復したが、昭和 50 年代後半以降は、第二次石油危機、円高進行、産業構造の変化、金融自由化・国際化、高齢化及び情報化の進展等により、経済社会を取り巻く環境は大きく変化した。

保険事業については、生命保険及び損害保険のいずれにおいても、契約高、保険料収入及び運用資産が増加を続け、金融機関としての重要性を高めた。とりわけ生命保険会社は、家計部門から集めた長期資金の有力な供給主体としてその地位を拡大し、損害保険会社も企業活動及び国民生活を支える重要な金融機関として発展した。

しかしながら、保険事業を取り巻く環境は大きく変化していた。国民所得水準の向上に伴い保障ニーズは多様化し、高齢化社会への対応、医療保障需要の増加、個人年金・資産形成ニーズの拡大が新たな課題となった。また、保険商品の大衆化に伴い、契約者に対する情報提供、募集制度の改善、苦情処理等の消費者保護も重要性を増した。

さらに、金融自由化・国際化の進展に伴い、従来の規制制枠組みに依拠した保険行政の見直しも求められるようになった。昭和 50 年代半ば以降、金融市場の規制緩和が徐々に進み、日米円ドル委員会等を契機として金融自由化・国際化が加速したことは、保険市場にも大きな影響を及ぼした。保険会社には、資産運用の効率化・弾力化、商品・サービスの多様化、外国保険会社への対応、保険市場のシステム化等が求められるようになった。

この時期には、保険審議会⁶が保険行政の方向性を示す重要な役割を担った。昭和 50 年（1975 年）「今後の生命保険事業のあり方について」、昭和 54 年（1979 年）「経済社会の構造変化に対応した保険事業のあり方について」、昭和 56 年（1981 年）「今後の損害保険事業のあり方について」、昭和 60 年（1985 年）「新しい時代に対応するための生命保険事業のあり方について」、昭和 62 年（1987 年）「新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方について」等の答申を通じて、保険行政の基本的方向が示された。

このような状況の下、保険行政においては、契約者保護の強化、保険事業の健全な発展、商品・サービスの多様化、金融自由化・国際化への対応、高齢化社会への対応が重要な課題となった。

2. 主な金融行政

（1）保険審議会を中心とする制度運営

昭和 49 年（1974 年）から昭和 63 年（1988 年）においては、保険審議会が保険行政の方向性を示す中核的役割を担った。

保険行政は、保険業法を基本法としつつ、法令解釈や行政運営の具体的指針を通達等により示す「通達行政」としての性格を有していた。また、保険事業に関する重要事項については保

険審議会で審議され、その答申を基礎として行政運営が行われるという「審議会行政」の性格も強かった。

保険事業は高度な専門性を有し、契約期間も長期に及ぶことから、契約者保護と事業の健全性確保との均衡を図る必要があった。このため、保険行政は、保険業法による法的規制のみならず、保険審議会答申及び各種通達等を通じた行政運営によって支えられていた。

保険審議会は、生命保険及び損害保険の在り方、商品開発、契約者保護、金融自由化対応及び国際化対応等について継続的に検討を行い、その答申は保険行政の基本方針として機能した。特に昭和 50 年代以降は、経済社会構造の変化を踏まえた制度見直しや将来展望の提示が重視されるようになった。

（２）消費者志向への転換と契約者保護

昭和 49 年（1974 年）から昭和 53 年（1978 年）頃の保険行政においては、消費者志向への転換が大きな特徴となった。高度経済成長期までの保険行政は、保険会社の健全経営及び業界秩序の維持に重点が置かれていたが、昭和 50 年代以降は、契約者保護及び消費者利益の確保がより重視されるようになった。

経済社会の成熟化に伴い、契約者は単なる保険加入者ではなく消費者として位置付けられるようになり、保険商品に対する説明責任や情報提供の充実が求められた。特に、外務員制度については、外務員の定着率、新契約の継続率、契約者に対する正確な情報提供等が問題とされ、募集制度の改善を目的とした通達や事務連絡を通じて改善が進められた。

また、契約者配当、約款内容、保険料率、代理店制度、募集活動の適正化等も重要な行政課題となった。さらに、保険に関する苦情や相談への対応体制整備も進められ、保険会社の経営健全性のみならず、契約者保護を中心とした行政運営が求められるようになった。

このように、昭和 50 年代前半の保険行政は、コンシューマリズムの高まりを受け止め、業界と行政が二人三脚で改善を図った時期として位置付けることができる。

（３）商品・サービスの多様化と保険需要への対応

昭和 54 年（1979 年）から昭和 59 年（1984 年）頃には、日本経済が安定成長型へ移行し、保険市場も成熟化の段階に入りつつあった。この時期には、単なる量的拡大ではなく、保険商品及びサービスの質的充実が重要な課題となった。

生命保険分野では、従来の死亡保障中心の保険需要に加え、医療保障、老後保障、個人年金、資産形成に関する需要が増加した。高齢化の進展及び国民生活の多様化に伴い、保険会社には新たな商品開発とサービス改善が求められるようになった。

損害保険分野では、自動車保険の大衆化に加え、リスクの多様化・巨大化に対応する新種保険、パッケージ・ポリシー、生産物賠償責任保険等の商品内容の改善・多様化が進められた。また、地震保険制度についても、分損担保の導入、付保割合及び引受限度額の引上げ等が検討・実施され、社会的リスクへの対応が強化された。

保険行政は、こうした社会構造の変化を踏まえ、保険商品の多様化及び新たな保障ニーズへの対応を促進するとともに、保険制度全体の安定性を維持する役割を担った。

（４）金融自由化・国際化及び資産運用の高度化への対応

昭和 50 年代後半以降、金融自由化・国際化が急速に進展したことに伴い、保険行政においても従来の規制的枠組みの見直しが求められるようになった。

生命保険及び損害保険の両分野において、新商品の開発、多様な保障ニーズへの対応及び経営効率化が課題となった。また、金融市場全体における競争の進展に伴い、保険会社についても競争力強化が求められるようになった。

資産運用面でも、保険会社の運用資産が拡大する中で、運用の効率化・弾力化が課題となった。特に生命保険会社は、家計部門から集めた長期資金の有力な供給主体として重要性を高め、金融自由化・国際化の進展は、保険会社の資産運用の在り方にも影響を及ぼした。

さらに、資本自由化及び国際化の進展を背景として、外国保険会社の活動拡大や国際的制度調和への対応も重要な行政課題となった。昭和 60 年代には、金融自由化・国際化、高齢化・情報化を背景として、保険市場の国際化やシステム化も課題となった。保険行政は、国内市場の安定性を維持しつつ、国際化への対応を進める必要に直面した。

３．保険行政が果たした役割

昭和 49 年（1974 年）から昭和 63 年（1988 年）頃の保険行政は、高度経済成長期に形成された保険制度を維持しつつ、安定成長期における経済社会構造の変化に対応し、保険事業の質的転換を支える役割を果たした。

特に、保険審議会答申を通じて保険行政の方向性を示し、消費者志向への転換、契約者保護の強化、商品及びサービスの多様化、高齢化社会への対応並びに金融自由化・国際化への対応を進めたことは重要であった。

また、生命保険会社及び損害保険会社が金融仲介機関としての機能を拡大する中で、その健全な発展を支える制度的基盤の整備も進められた。保険行政は、保険会社の経営健全性を確保しつつ、契約者保護、消費者利益、公共性・社会性の発揮を重視する方向へと重点を移していった。

さらに、この時期の保険行政は、従来の保険会社の経営安定及び業界秩序維持を重視する行政から、契約者保護、商品・サービスの多様化、資産運用の効率化・弾力化並びに金融自由化・国際化への対応を重視する行政へと移行する過程に位置付けることができる。このように、昭和 49 年（1974 年）から昭和 63 年（1988 年）頃の保険行政は、契約者保護の強化、商品及びサービスの多様化、金融自由化・国際化への対応を通じて、平成期の保険制度改革を支える制度的基盤を形成した。

¹ 戦争保険制度（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 14 巻 保険・証券 保険 第 1 章「戦争保険の処理と保険会社の再建整備」3～43 頁）

民間保険事業の支払能力を超えた戦争災害に対する国家補償制度。第一次世界大戦中の「戦時海上保険補償法」を嚆矢とし、第二次世界大戦下において樹立された。終戦後は、戦争関係立法が廃止されるとともに、戦争保険金の処理及び戦時補償の打切りが進められた。

『昭和財政史』では、国家補償制度の経緯については第 1 節 3～7 頁、戦争保険の運営機構については同 7～11 頁、戦争保険金の支払及び特殊預金制度については同 13～15 頁、戦後の戦争保険金の補償問題については第 2 節 18～27 頁において説明している。

なお、戦後処理については、「戦後の戦争保険金の事後処理は、戦時補償打切り措置も含め、きわめて複雑な形で行われ、また、終戦以後の保険事業に対しても大きな影響を与えた。」(第1節3頁)としている。また、戦時補償の打切りについては、「戦時補償特別税の一〇〇%課税という形式で支払いを打ち切られたのである。」(第2節22頁)としている。

² 特殊預金(特殊預金という形態の封鎖支払)(『昭和財政史—終戦から講和まで—』第14巻 保険・証券 保険 第1章第1節「戦争保険制度と戦後処理」13～15頁)

戦争保険金その他戦争損害に起因する政府に対する請求権について、特殊預金として封鎖勘定に預け入れることにより支払を行う制度である。終戦後、GHQ 覚書「戦争利得の除去及財政の再建」(SCAPIN 第337号)を受けて対象が拡大され、戦時補償問題に対する措置の立法化が完了するまでの暫定措置として運用された。

『昭和財政史』では、特殊預金制度については第1節13～15頁において説明している。「戦争損害に起因する一切の政府に対する請求権が封鎖支払の対象となり、日銀の封鎖勘定に特殊預金として預入され、GHQ の許可なしに資金化しえない」(第1節14頁)としている。

なお、特殊預金制度の終結については、「特殊預金という形の封鎖支払制度は、戦時補償打切り措置の実施によって大部分が課税によって消滅し、課税されずに残った特殊預金は、昭和二十一年十一月十一日大蔵省令第一一四号によりその全額を第一封鎖預金に移しかえられた。」(第1節15頁)としている。

³ 第二会社方式(『昭和財政史—終戦から講和まで—』第14巻 保険・証券 保険 第1章「戦争保険の処理と保険会社の再建整備」54～68頁)

終戦後の生命保険会社の再建整備に際して採用された再建方式であり、旧勘定の処理と新契約の引受けを分離することにより、保険事業の継続及び戦後保険制度の再建を図った制度である。一方、損害保険会社については異なる方法により再建が進められ、保険会社の業態に応じた再建方式が採用された。

『昭和財政史』では、保険会社の再建整備については第4節54～68頁において説明している。生命保険会社の再建について、「再建整備の進行につれ、大部分の会社の旧勘定に赤字が予想されることが判明した」(同54頁)ことから、「金融機関再建整備法」の下で再建方式が緊急の検討課題となったことを説明している。また、第二次金融制度調査会は、「資本金の残らない金融機関については第二金融機関の設立を認める」(同54頁)よう答申し、その結果、「第二会社を設立し旧勘定にとらわれず新契約の獲得ができる新会社の早期発足が望まれた」(同54頁)としている。

また、日本生命保険株式会社は昭和22年(1947年)5月に日本生命保険相互会社を第二会社として営業を開始し、昭和23年(1948年)2月までに14社が第二会社を設立したとしている。さらに、損害保険会社については、東亜火災株式会社が資本金全額切捨て後に増資を行い、東亜火災海上再保険株式会社として再出発した以外は、「資本金を切り捨てることなく最終処理を終わった」としている(同55頁)。

⁴ 損害保険料率算定会(『昭和財政史—終戦から講和まで—』第14巻 保険・証券 保険 第2章「占領下の保険立法」第5節「料率算出団体に関する立法」2「立法の経緯と損害保険料率算定会の設立」105～110頁)

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された料率算出団体。独占禁止法の施行により従来の統制協定が維持できなくなったことを受け、損害保険料率を算出する新たな制度として設立され、適正な料率制度の運営を担った。

⁵ テーブル・ファイア事件(『昭和財政史—昭和27～48年度—』第10巻「金融(2) 保険」第2章「損害保険」第2節「昭和30年代」2「損害保険行政の展開」(1)「業務規制と代理店制度」522頁)

昭和30年代前半に社会問題となった損害保険業界の不祥事件。架空の火災保険契約を締結し、火災事故の発生を装って保険金支払を計上する、いわゆる「テーブル・ファイア」が行われていたことが明らかになった。これを契機に、代理店手数料の超過支払、保険料の割引、割戻しについて大蔵省は特別検査を実施した。

「日本損害保険協会70年史」はその効果について「業界は、その措置の厳しさに衝撃を受け、一時は動揺し、大蔵省の行き過ぎであると批判する声も出た。しかし結果的には、業務規制は一挙に末端まで徹底し、着々とその成果をあげ、その後の違反行為は激減した。」と述べている。大蔵省は損害保険会社に対する特別検査を実施するとともに、業務規制及び代理店制度の適正化を進めた。

なお、火災保険代理店制度についても、昭和33年(1958年)7月に改革が行われた。

⁶ 保険審議会（『昭和財政史—昭和 49～63 年度—』第 6 巻「保険」関連箇所）

保険制度の運営及び制度改革について調査・審議を行う審議会である。生命保険及び損害保険に関する制度運営、商品開発、契約者保護並びに金融自由化及び国際化への対応について継続的に検討を行い、その答申は保険行政の基本方針の策定に重要な役割を果たした。

『昭和財政史』では、保険審議会の答申は、保険制度改革及び保険行政の方向性を示す基本資料として活用され、金融自由化及び国際化への対応を進める上でも重要な役割を果たしたことを記している。